
農林水産業が持続的に発展する社会の実現を！

令和 7 年度

ー 農業構造政策推進ハンドブック ー

令和 7 年 5 月

青森県農林水産部

目 次

I 令和7年度農業構造政策関連事業体系（目的別による分類）

1 地域を変えるための切り口

農業構造政策を進めるための体制整備や計画を策定したい	1
地域の課題把握のための意向調査等の活動をしたい	1
安全・安心な農産物を生産したい	1
地域の活性化に取り組みたい	1
中山間地域振興を進めたい	2
環境保全対策に取り組みたい	2
スマート農業に取り組みたい	2
その他地域を変えていくための取組をしたい	2

2 6次産業化の推進

農産物の加工や販売促進したい	3
地産地消を推進したい	3
農村RMOの育成や農泊に取り組みたい	3

3 担い手の育成

農業を始めたい	3
農業に関する研修・訓練を受けたい	3
労働力を確保したい、就労条件を整備したい	3
経営改善の指導を受けたい	4
農業経営を法人化したい	4
集落営農の組織化や法人化を進めたい	4
女性活動への支援を受けたい	4
その他担い手の育成・確保への支援を受けたい	4

4 農地の利用集積

農地を売りたい・買いたい、又は貸したい・借りたい	4
農作業を受託・委託したい	4
農地の規模拡大・集団化をしたい	5
遊休農地を活用したい	5
農地に関する情報の収集・提供をしたい	5

5	生産基盤の整備	
	ほ場を整備したい(樹園地の改良・改植、転作の団地化を含む)	5
	暗きょ排水や客土を施したい	5
	用排水路を更新・整備したい	6
	その他農業の生産基盤を整備したい(農道整備、園地整備等)	6
6	機械・施設の整備	
	農業用施設・加工用施設を建てたい	6
	農業用機械を買いたい	7
	農業用機械・施設を借りたい	7
	スマート農機を買いたい・借りたい	7
	農業用施設を改修・活用したい	7
	その他農業用施設等を整備したい	7
7	融資制度	
	融資を受けたい	7
	利子補給を受けたい	7

※掲載項目：【目的】【事業名】【財源】【所管】【掲載頁】

II	事業の概要	8
	※事業毎に1ページの様式にまとめて掲載しています	

III	参考	
1	所属ごとの事業一覧	87
2	農林水産部の出先機関一覧及び組織図	90

本ハンドブックは青森新時代「農林水産力」強化パッケージのプロジェクトを推進するための令和7年度の施策を目的ごとに類別・体系化し、その概要を紹介したものです。

I 令和7年度農業構造政策関連事業体系 (目的別による分類)

【 目 的 】	【 事 業 名 】	【財源・新規 継続の別】	【 所 管 】	【掲載頁】
1 地域を変えるための切り口				
農業構造政策を進めるための体制整備や計画を策定したい	強い農業づくり等産地条件整備事業	国・継	農林水産政策課	8
	鳥獣被害防止総合対策事業	国・継	農林水産政策課	14
	6次産業化ネットワーク活動事業	国・継	食ブランド・流通推進課	17
	農山漁村振興交付金	国・継	構造政策課	21
	「あおもり型農村ＲＭＯ」育成事業	県・継	構造政策課	22
	集落営農連携促進等事業	国・新	構造政策課	23
	元気な地域創出モデル支援事業	国・新	構造政策課	26
	産地生産基盤パワーアップ事業〔畑作野菜〕	国・継	農産園芸課	27
	畑作生産体制確立・強化緊急対策事業（そば関係）	国・継	農産園芸課	28
	畑作生産体制確立・強化緊急対策事業（種ばれいしょ、ばれいしょ関係）	国・継	農産園芸課	29
	産地生産基盤パワーアップ事業〔稲作〕	国・継	農産園芸課	30
	果樹経営支援対策事業	国・継	りんご果樹課	42
	産地生産基盤パワーアップ事業（園芸作物等の先導的取組支援）	国・継	りんご果樹課	43
	果樹未収益期間支援事業	国・継	りんご果樹課	44
	産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）〔果樹〕	国・継	りんご果樹課	45
	持続可能な酪農経営基盤強化対策事業	県・継	畜産課	48
	多面的機能支払交付金	国・継	農村整備課	51
	持続可能な中部上北スタイル水田農業推進事業	県・継	農村整備課	58
	輸出市場販路開拓・拡大支援事業	県・継	県産品販売・輸出促進課	59
地域の課題把握のための意向調査等の活動をしたい	現場解決型「ドクター」派遣制度	他・継	農林水産政策課	9
	鳥獣被害防止総合対策事業	国・継	農林水産政策課	14
	6次産業化ネットワーク活動事業	国・継	食ブランド・流通推進課	17
	農山漁村振興交付金	国・継	構造政策課	21
	「あおもり型農村ＲＭＯ」育成事業	県・継	構造政策課	22
	元気な地域創出モデル支援事業	国・新	構造政策課	26
	中山間地域総合整備事業	国・継	農村整備課	52
	中山間ふるさと水と土保全対策事業	他・継	農村整備課	53
	持続可能な中部上北スタイル水田農業推進事業	県・継	農村整備課	58
安全・安心な農産物を生産したい	現場解決型「ドクター」派遣制度	他・継	農林水産政策課	9
	農山漁村女性の活躍応援事業	国・新	農林水産政策課	11
	所得向上プログラム実践支援事業	県・新	農林水産政策課	13
	鳥獣被害防止総合対策事業	国・継	農林水産政策課	14
	市町村等農林水産物放射性物質調査事業	県・継	農林水産政策課	15
	農林水産物加工品放射性物質調査事業	県・継	農林水産政策課	16
	グリーンな栽培体系への転換サポート事業	国・継	農産園芸課	31
	有機農業等推進事業	国・継	農産園芸課	32
	有機転換推進事業	国・継	農産園芸課	33
	環境負荷低減による持続可能な農業実践拡大事業	国・継	農産園芸課	34
	環境保全型農業直接支払交付金	国・継	農産園芸課	35
	野菜等産地力強化支援事業	県・継	農産園芸課	36
	みどり認定制度	県・継	農産園芸課	41
	りんごのモモシンクイガ特別防除対策事業	県・新	りんご果樹課	47
	草地畜産基盤整備事業	国・継	畜産課	49
地域の活性化に取り組みたい	農山漁村女性の活躍応援事業	国・新	農林水産政策課	11
	あおもり食品産業強化サポート事業	県・継	食ブランド・流通推進課	18
	農山漁村振興交付金	国・継	構造政策課	21
	「あおもり型農村ＲＭＯ」育成事業	県・継	構造政策課	22
	集落営農連携促進等事業	国・新	構造政策課	23
	ユニバーサル農業推進事業	国・継	構造政策課	24
	あおもり農泊推進事業	国・他・新	構造政策課	25
	元気な地域創出モデル支援事業	国・新	構造政策課	26
	産地生産基盤パワーアップ事業〔畑作野菜〕	国・継	農産園芸課	27
	畑作生産体制確立・強化緊急対策事業（そば関係）	国・継	農産園芸課	28
	畑作生産体制確立・強化緊急対策事業（種ばれいしょ、ばれいしょ関係）	国・継	農産園芸課	29
	産地生産基盤パワーアップ事業〔稲作〕	国・継	農産園芸課	30
	グリーンな栽培体系への転換サポート事業	国・継	農産園芸課	31
	有機農業等推進事業	国・継	農産園芸課	32
	有機転換推進事業	国・継	農産園芸課	33
	持続可能な酪農経営基盤強化対策事業	県・継	畜産課	48
	草地畜産基盤整備事業	国・継	畜産課	49
	子牛市場活性化ゲノミック評価導入促進事業	県・新	畜産課	50
	持続可能な中部上北スタイル水田農業推進事業	県・継	農村整備課	58
	輸出市場販路開拓・拡大支援事業	県・継	県産品販売・輸出促進課	59

中山間地域振興を 進めたい	農山漁村女性の活躍応援事業	国・新	農林水産政策課	11
	鳥獣被害防止総合対策事業	国・継	農林水産政策課	14
	農業改良資金	国・継	団体経営改善課	19
	農業近代化資金	県・継	団体経営改善課	20
	農山漁村振興交付金	国・継	構造政策課	21
	元気な地域創出モデル支援事業	国・新	構造政策課	26
	産地生産基盤パワーアップ事業〔畑作野菜〕	国・継	農産園芸課	27
	産地生産基盤パワーアップ事業〔稲作〕	国・継	農産園芸課	30
	グリーンな栽培体系への転換サポート事業	国・継	農産園芸課	31
	有機農業等推進事業	国・継	農産園芸課	32
	有機転換推進事業	国・継	農産園芸課	33
	環境負荷低減による持続可能な農業実践拡大事業	国・継	農産園芸課	34
	中山間地域総合整備事業	国・継	農村整備課	52
	中山間ふるさと水と土保全対策事業	他・継	農村整備課	53
	中山間ふるさと水と土保全推進事業	他・継	農村整備課	54
	中山間地域等直接支払交付金	国・継	農村整備課	55
環境保全対策に取 り組みたい	鳥獣被害防止総合対策事業	国・継	農林水産政策課	14
	農山漁村振興交付金	国・継	構造政策課	21
	「あおもり型農村ＲＭＯ」育成事業	県・継	構造政策課	22
	元気な地域創出モデル支援事業	国・新	構造政策課	26
	グリーンな栽培体系への転換サポート事業	国・継	農産園芸課	31
	有機農業等推進事業	国・継	農産園芸課	32
	有機転換推進事業	国・継	農産園芸課	33
	環境負荷低減による持続可能な農業実践拡大事業	国・継	農産園芸課	34
	環境保全型農業直接支払交付金	国・継	農産園芸課	35
	みどり認定制度	県・継	農産園芸課	41
	りんごのモモシクイガ特別防除対策事業	県・新	りんご果樹課	47
	中山間ふるさと水と土保全推進事業	他・継	農村整備課	54
	集落基盤整備事業	国・継	農村整備課	56
スマート農業に取 り組みたい	農業集落排水事業	国・県・継	農村整備課	57
	あおもり「農業ＤＸ」推進事業	県・継	農林水産政策課	10
	スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート対策事業	国・継	農林水産政策課	12
	産地生産基盤パワーアップ事業〔稲作〕	国・継	農産園芸課	30
	グリーンな栽培体系への転換サポート事業	国・継	農産園芸課	31
その他地域を変え ていくための取組 をしたい	みどり認定制度	県・継	農産園芸課	41
	ユニバーサル農業推進事業	国・継	構造政策課	24
	麦・大豆生産技術向上事業	国・継	農産園芸課	37
	施設園芸セーフティネット構築事業	国・継	農産園芸課	38
	水田活用の直接支払交付金のうち産地交付金	国・継	農産園芸課	39
	新市場開拓用米新規拡大支援事業	県・新	農産園芸課	40
	特産果樹産地育成・ブランド確立事業	県・継	りんご果樹課	46
	集落基盤整備事業	国・継	農村整備課	56
	農業集落排水事業	国・県・継	農村整備課	57

2 6次産業化の推進

農産物の加工や販売促進したい	現場解決型「ドクター」派遣制度	他・継	農林水産政策課	9
	農山漁村女性の活躍応援事業	国・新	農林水産政策課	11
	所得向上プログラム実践支援事業	県・新	農林水産政策課	13
	6次産業化ネットワーク活動事業	国・継	食ブランド・流通推進課	17
	あおもり食品産業強化サポート事業	県・継	食ブランド・流通推進課	18
	農業改良資金	国・継	団体経営改善課	19
	農業近代化資金	県・継	団体経営改善課	20
	農山漁村振興交付金	国・継	構造政策課	21
	「あおもり型農村RMO」育成事業	県・継	構造政策課	22
	集落営農連携促進等事業	国・新	構造政策課	23
	元気な地域創出モデル支援事業	国・新	構造政策課	26
	輸出市場販路開拓・拡大支援事業	県・継	県産品販売・輸出促進課	59
	農業経営改善促進資金（スーパーS資金）	国・継	団体経営改善課	60
	農業経営・就農支援体制整備推進事業	国・継	構造政策課	61
	食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業	国・継	食ブランド・流通推進課	63
地産地消を推進したい	6次産業化ネットワーク活動事業	国・継	食ブランド・流通推進課	17
	あおもり食品産業強化サポート事業	県・継	食ブランド・流通推進課	18
	農山漁村振興交付金	国・継	構造政策課	21
	「あおもり型農村RMO」育成事業	県・継	構造政策課	22
	元気な地域創出モデル支援事業	国・新	構造政策課	26
	企業の農業参入推進事業費（りんご加工業者支援）	県・新	りんご果樹課	62
農村RMOの育成や農泊に取り組みたい	農山漁村女性の活躍応援事業	国・新	農林水産政策課	11
	農山漁村振興交付金	国・継	構造政策課	21
	「あおもり型農村RMO」育成事業	県・継	構造政策課	22
	あおもり農泊推進事業	国・他・新	構造政策課	25

3 担い手の育成

農業を始めたい	「あおもり型農村RMO」育成事業	県・継	構造政策課	22
	産地生産基盤パワーアップ事業〔畑作野菜〕	国・継	農産園芸課	27
	野菜等産地力強化支援事業	県・継	農産園芸課	36
	みどり認定制度	県・継	農産園芸課	41
	持続可能な酪農経営基盤強化対策事業	県・継	畜産課	48
	農業経営・就農支援体制整備推進事業	国・継	構造政策課	61
	企業の農業参入推進事業費（りんご加工業者支援）	県・新	りんご果樹課	62
	新規就農者育成総合対策事業	国・継	構造政策課	66
農業に関する研修・訓練を受けたい	鳥獣被害防止総合対策事業	国・継	農林水産政策課	14
	農業改良資金	国・継	団体経営改善課	19
	農業近代化資金	県・継	団体経営改善課	20
	「あおもり型農村RMO」育成事業	県・継	構造政策課	22
	環境負荷低減による持続可能な農業実践拡大事業	国・継	農産園芸課	34
	持続可能な酪農経営基盤強化対策事業	県・継	畜産課	48
	持続可能な中部上北スタイル水田農業推進事業	県・継	農村整備課	58
	新規就農者育成総合対策事業	国・継	構造政策課	66
	農業グローバル人材育成システム確立支援事業	国・継	構造政策課	67
労働力を確保したい、就労条件を整備したい	農山漁村女性の活躍応援事業	国・新	農林水産政策課	11
	鳥獣被害防止総合対策事業	国・継	農林水産政策課	14
	「あおもり型農村RMO」育成事業	県・継	構造政策課	22
	集落営農連携促進等事業	国・新	構造政策課	23
	ユニバーサル農業推進事業	国・継	構造政策課	24
	持続可能な酪農経営基盤強化対策事業	県・継	畜産課	48
	持続可能な中部上北スタイル水田農業推進事業	県・継	農村整備課	58
	農業経営・就農支援体制整備推進事業	国・継	構造政策課	61
	農業労働力確保促進事業（雇用就農の確保に向けたトライアル就農 他）	国・新	構造政策課	69
	農業労働力確保促進事業（補助労働力のマッチングの推進 他）	国・新	構造政策課	70

経営改善の指導を受けたい	農山漁村女性の活躍応援事業	国・新	農林水産政策課	11
	所得向上プログラム実践支援事業	県・新	農林水産政策課	13
	鳥獣被害防止総合対策事業	国・継	農林水産政策課	14
	農業改良資金	国・継	団体経営改善課	19
	農業近代化資金	県・継	団体経営改善課	20
	「あおもり型農村ＲＭＯ」育成事業	県・継	構造政策課	22
	集落営農連携促進等事業	国・新	構造政策課	23
	みどり認定制度	県・継	農産園芸課	41
	果樹経営支援対策事業	国・継	りんご果樹課	42
	産地生産基盤パワーアップ事業（園芸作物等の先導的取組支援）	国・継	りんご果樹課	43
	果樹未収益期間支援事業	国・継	りんご果樹課	44
	持続可能な酪農経営基盤強化対策事業	県・継	畜産課	48
	草地畜産基盤整備事業	国・継	畜産課	49
	農業経営改善促進資金（スーパーＳ資金）	国・継	団体経営改善課	60
	農業経営・就農支援体制整備推進事業	国・継	構造政策課	61
	農業経営基盤強化資金（スーパーＬ資金）	国・継	団体経営改善課	64
	経営体育成強化資金	国・継	団体経営改善課	65
	農業グローバル人材育成システム確立支援事業	国・継	構造政策課	67
農業経営を法人化したい	農山漁村女性の活躍応援事業	国・新	農林水産政策課	11
	農業改良資金	国・継	団体経営改善課	19
	農業近代化資金	県・継	団体経営改善課	20
	「あおもり型農村ＲＭＯ」育成事業	県・継	構造政策課	22
	集落営農連携促進等事業	国・新	構造政策課	23
	農業経営・就農支援体制整備推進事業	国・継	構造政策課	61
	農業グローバル人材育成システム確立支援事業	国・継	構造政策課	67
集落営農の組織化や法人化を進めたい	「あおもり型農村ＲＭＯ」育成事業	県・継	構造政策課	22
	集落営農連携促進等事業	国・新	構造政策課	23
	元気な地域創出モデル支援事業	国・新	構造政策課	26
	中山間地域等直接支払交付金	国・継	農村整備課	55
女性活動への支援を受けたい	農山漁村女性の活躍応援事業	国・新	農林水産政策課	11
	「あおもり型農村ＲＭＯ」育成事業	県・継	構造政策課	22
その他担い手の育成・確保への支援を受けたい	鳥獣被害防止総合対策事業	国・継	農林水産政策課	14
	りんごのモモシンクイガ特別防除対策事業	県・新	りんご果樹課	47
	草地畜産基盤整備事業	国・継	畜産課	49
	多面的機能支払交付金	国・継	農村整備課	51
	輸出市場販路開拓・拡大支援事業	県・継	県産品販売・輸出促進課	59
	企業の農業参入推進事業（農地情報の発信、アドバイザー派遣）	県・新	構造政策課	68

4 農地の利用集積

農地を売りたい・買いたい、又は貸したい・借りたい	集落営農連携促進等事業	国・新	構造政策課	23
	草地畜産基盤整備事業	国・継	畜産課	49
	機構集積協力金交付事業	他・継	構造政策課	71
	農地中間管理事業	国・継	構造政策課	72
	経営体育成基盤整備事業（ソフト）	国・継	農村整備課	75
	経営体育成基盤整備事業（ハード）	国・継	農村整備課	76
	畑地帯総合整備事業	国・継	農村整備課	77
	農地中間管理機構関連農地整備事業	国・継	農村整備課	78
	農地耕作条件改善事業	国・継	農村整備課	79
農作業を受託・委託したい	農業改良資金	国・継	団体経営改善課	19
	農業近代化資金	県・継	団体経営改善課	20
	集落営農連携促進等事業	国・新	構造政策課	23
	機構集積協力金交付事業	他・継	構造政策課	71
	経営体育成基盤整備事業（ソフト）	国・継	農村整備課	75
	経営体育成基盤整備事業（ハード）	国・継	農村整備課	76
	畑地帯総合整備事業	国・継	農村整備課	77
	農地中間管理機構関連農地整備事業	国・継	農村整備課	78
	農地耕作条件改善事業	国・継	農村整備課	79

農地の規模拡大・ 集団化をしたい	農業改良資金	国・継	団体経営改善課	19
	農業近代化資金	県・継	団体経営改善課	20
	集落営農連携促進等事業	国・新	構造政策課	23
	草地畜産基盤整備事業	国・継	畜産課	49
	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	国・継	団体経営改善課	64
	経営体育成強化資金	国・継	団体経営改善課	65
	機構集積協力金交付事業	他・継	構造政策課	71
	農地中間管理事業	国・継	構造政策課	72
	経営体育成基盤整備事業（ソフト）	国・継	農村整備課	75
	経営体育成基盤整備事業（ハード）	国・継	農村整備課	76
	畑地帯総合整備事業	国・継	農村整備課	77
	農地中間管理機構関連農地整備事業	国・継	農村整備課	78
	農地耕作条件改善事業	国・継	農村整備課	79
遊休農地を活用し たい	鳥獣被害防止総合対策事業	国・継	農林水産政策課	14
	農山漁村振興交付金	国・継	構造政策課	21
	元気な地域創出モデル支援事業	国・新	構造政策課	26
	中山間地域総合整備事業	国・継	農村整備課	52
	中山間ふるさと水と土保全対策事業	他・継	農村整備課	53
	中山間ふるさと水と土保全推進事業	他・継	農村整備課	54
	農地中間管理事業	国・継	構造政策課	72
	農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）	国・継	構造政策課	73
	果樹放任園発生防止等対策事業	県・継	りんご果樹課	74
農地に関する情報 の収集・提供をし たい	企業の農業参入推進事業（農地情報の発信、アドバイザー派遣）	県・新	構造政策課	68
	経営体育成基盤整備事業（ソフト）	国・継	農村整備課	75

5 生産基盤の整備

ほ場を整備したい （樹園地の改良・ 改植、転作の団地 化を含む）	農山漁村振興交付金	国・継	構造政策課	21
	果樹経営支援対策事業	国・継	りんご果樹課	42
	産地生産基盤パワーアップ事業（園芸作物等の先導的取組支援）	国・継	りんご果樹課	43
	果樹未収益期間支援事業	国・継	りんご果樹課	44
	中山間地域総合整備事業	国・継	農村整備課	52
	集落基盤整備事業	国・継	農村整備課	56
	農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）	国・継	構造政策課	73
	経営体育成基盤整備事業（ハード）	国・継	農村整備課	76
	畑地帯総合整備事業	国・継	農村整備課	77
	農地中間管理機構関連農地整備事業	国・継	農村整備課	78
	農地利用効率化等支援交付金	国・継	構造政策課	80
暗きよ排水や客土 を施したい	農山漁村振興交付金	国・継	構造政策課	21
	畑作生産体制確立・強化緊急対策事業（種ばれいしょ、ばれいしょ関係）	国・継	農産園芸課	29
	果樹経営支援対策事業	国・継	りんご果樹課	42
	産地生産基盤パワーアップ事業（園芸作物等の先導的取組支援）	国・継	りんご果樹課	43
	中山間地域総合整備事業	国・継	農村整備課	52
	集落基盤整備事業	国・継	農村整備課	56
	農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）	国・継	構造政策課	73
	経営体育成基盤整備事業（ハード）	国・継	農村整備課	76
	畑地帯総合整備事業	国・継	農村整備課	77
	農地中間管理機構関連農地整備事業	国・継	農村整備課	78
	農地耕作条件改善事業	国・継	農村整備課	79
	農地利用効率化等支援交付金	国・継	構造政策課	80
	農業水利施設保全合理化事業	国・継	農村整備課	82

用排水路を更新・整備したい	農山漁村振興交付金	国・継	構造政策課	21
	果樹経営支援対策事業	国・継	りんご果樹課	42
	産地生産基盤パワーアップ事業（園芸作物等の先導的取組支援）	国・継	りんご果樹課	43
	中山間地域総合整備事業	国・継	農村整備課	52
	集落基盤整備事業	国・継	農村整備課	56
	農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）	国・継	構造政策課	73
	経営体育成基盤整備事業（ハード）	国・継	農村整備課	76
	畑地帯総合整備事業	国・継	農村整備課	77
	農地中間管理機構関連農地整備事業	国・継	農村整備課	78
	農地耕作条件改善事業	国・継	農村整備課	79
	農業水利施設保全合理化事業	国・継	農村整備課	82
	農業水路等長寿命化・防災減災事業	国・継	農村整備課	83
	基幹水利施設ストックマネジメント事業	国・継	農村整備課	84
その他農業の生産基盤を整備したい （農道整備、圃地整備等）	鳥獣被害防止総合対策事業	国・継	農林水産政策課	14
	畑作生産体制確立・強化緊急対策事業（そば関係）	国・継	農産園芸課	28
	麦・大豆生産技術向上事業	国・継	農産園芸課	37
	りんごのモモシクイガ特別防除対策事業	県・新	りんご果樹課	47
	草地畜産基盤整備事業	国・継	畜産課	49
	子牛市場活性化ゲノミック評価導入促進事業	県・新	畜産課	50
	中山間地域総合整備事業	国・継	農村整備課	52
	集落基盤整備事業	国・継	農村整備課	56
	経営体育成基盤整備事業（ハード）	国・継	農村整備課	76
	畑地帯総合整備事業	国・継	農村整備課	77
	農地中間管理機構関連農地整備事業	国・継	農村整備課	78
	農地耕作条件改善事業	国・継	農村整備課	79
	通作条件整備事業	国・継	農村整備課	81
	農業水利施設保全合理化事業	国・継	農村整備課	82
	農業水路等長寿命化・防災減災事業	国・継	農村整備課	83
	基幹水利施設ストックマネジメント事業	国・継	農村整備課	84
	広域営農団地農道整備事業	国・継	農村整備課	85

6 機械・施設の整備

農業用施設・加工用施設を建てたい	強い農業づくり等産地条件整備事業	国・継	農林水産政策課	8
	農山漁村女性の活躍応援事業	国・新	農林水産政策課	11
	所得向上プログラム実践支援事業	県・新	農林水産政策課	13
	鳥獣被害防止総合対策事業	国・継	農林水産政策課	14
	6次産業化ネットワーク活動事業	国・継	食ブランド・流通推進課	17
	農業改良資金	国・継	団体経営改善課	19
	農業近代化資金	県・継	団体経営改善課	20
	農山漁村振興交付金	国・継	構造政策課	21
	「あおり型農村RMO」育成事業	県・継	構造政策課	22
	産地生産基盤パワーアップ事業〔畑作野菜〕	国・継	農産園芸課	27
	畑作生産体制確立・強化緊急対策事業（種ばれいしょ、ばれいしょ関係）	国・継	農産園芸課	29
	産地生産基盤パワーアップ事業〔稲作〕	国・継	農産園芸課	30
	野菜等産地力強化支援事業	県・継	農産園芸課	36
	麦・大豆生産技術向上事業	国・継	農産園芸課	37
	みどり認定制度	県・継	農産園芸課	41
	果樹経営支援対策事業	国・継	りんご果樹課	42
	産地生産基盤パワーアップ事業（園芸作物等の先導的取組支援）	国・継	りんご果樹課	43
	産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）〔果樹〕	国・継	りんご果樹課	45
	特産果樹産地育成・ブランド確立事業	県・継	りんご果樹課	46
	草地畜産基盤整備事業	国・継	畜産課	49
	食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業	国・継	食ブランド・流通推進課	63
	農業経営基盤強化資金（スーパール資金）	国・継	団体経営改善課	64
	経営体育成強化資金	国・継	団体経営改善課	65
	農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）	国・継	構造政策課	73
	農地利用効率化等支援交付金	国・継	構造政策課	80
	園芸産地における事業継続強化対策事業	国・継	農産園芸課	86

農業用機械を買い たい	強い農業づくり等産地条件整備事業	国・継	農林水産政策課	8
	農山漁村女性の活躍応援事業	国・新	農林水産政策課	11
	所得向上プログラム実践支援事業	県・新	農林水産政策課	13
	鳥獣被害防止総合対策事業	国・継	農林水産政策課	14
	6次産業化ネットワーク活動事業	国・継	食ブランド・流通推進課	17
	農業改良資金	国・継	団体経営改善課	19
	農業近代化資金	県・継	団体経営改善課	20
	「おもり型農村RMO」育成事業	県・継	構造政策課	22
	集落営農連携促進等事業	国・新	構造政策課	23
	産地生産基盤パワーアップ事業〔畑作野菜〕	国・継	農産園芸課	27
	畑作生産体制確立・強化緊急対策事業（そば関係）	国・継	農産園芸課	28
	畑作生産体制確立・強化緊急対策事業（種ばれいしよ、ばれいしよ関係）	国・継	農産園芸課	29
	産地生産基盤パワーアップ事業〔稲作〕	国・継	農産園芸課	30
	野菜等産地力強化支援事業	県・継	農産園芸課	36
	麦・大豆生産技術向上事業	国・継	農産園芸課	37
	みどり認定制度	県・継	農産園芸課	41
	産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）〔果樹〕	国・継	りんご果樹課	45
	特産果樹産地育成・ブランド確立事業	県・継	りんご果樹課	46
	草地畜産基盤整備事業	国・継	畜産課	49
	食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業	国・継	食ブランド・流通推進課	63
	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	国・継	団体経営改善課	64
	経営体育成強化資金	国・継	団体経営改善課	65
	農地利用効率化等支援交付金	国・継	構造政策課	80
	園芸産地における事業継続強化対策事業	国・継	農産園芸課	86
農業用機械・施設 を借りたい	産地生産基盤パワーアップ事業〔畑作野菜〕	国・継	農産園芸課	27
	畑作生産体制確立・強化緊急対策事業（そば関係）	国・継	農産園芸課	28
	畑作生産体制確立・強化緊急対策事業（種ばれいしよ、ばれいしよ関係）	国・継	農産園芸課	29
	産地生産基盤パワーアップ事業〔稲作〕	国・継	農産園芸課	30
	有機農業等推進事業	国・継	農産園芸課	32
	麦・大豆生産技術向上事業	国・継	農産園芸課	37
	みどり認定制度	県・継	農産園芸課	41
	産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）〔果樹〕	国・継	りんご果樹課	45
	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	国・継	団体経営改善課	64
	農地耕作条件改善事業	国・継	農村整備課	79
	園芸産地における事業継続強化対策事業	国・継	農産園芸課	86
スマート農機を 買いたい・借りたい	スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート対策事業	国・継	農林水産政策課	12
	所得向上プログラム実践支援事業	県・新	農林水産政策課	13
	産地生産基盤パワーアップ事業〔稲作〕	国・継	農産園芸課	30
	麦・大豆生産技術向上事業	国・継	農産園芸課	37
	みどり認定制度	県・継	農産園芸課	41
	農地利用効率化等支援交付金	国・継	構造政策課	80
	園芸産地における事業継続強化対策事業	国・継	農産園芸課	86
農業用施設を改 修・活用したい	産地生産基盤パワーアップ事業〔畑作野菜〕	国・継	農産園芸課	27
	食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業	国・継	食ブランド・流通推進課	63
	園芸産地における事業継続強化対策事業	国・継	農産園芸課	86
その他農業用施設 等を整備したい	産地生産基盤パワーアップ事業〔畑作野菜〕	国・継	農産園芸課	27
	産地生産基盤パワーアップ事業〔稲作〕	国・継	農産園芸課	30
	麦・大豆生産技術向上事業	国・継	農産園芸課	37
	農地耕作条件改善事業	国・継	農村整備課	79

7 融資制度

融資を受けたい	農業改良資金	国・継	団体経営改善課	19
	みどり認定制度	県・継	農産園芸課	41
	農業経営改善促進資金（スーパーS資金）	国・継	団体経営改善課	60
	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	国・継	団体経営改善課	64
	経営体育成強化資金	国・継	団体経営改善課	65
利子補給を受けたい	農業近代化資金	県・継	団体経営改善課	20

Ⅱ 事業の概要

目的別	地域を変えるための切り口 機械・施設の整備	体制整備等 施設導入 / 機械購入
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 法人 / 任意団体	

事業名		強い農業づくり等産地条件整備事業（国庫・継続） 【強い農業づくり総合支援交付金】																					
アピールポイント		土地利用型作物・野菜・畑作物・果樹等の生産体制整備のための共同利用施設が整備できる。																					
事業の趣旨	地域農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による産地の基幹施設（集出荷貯蔵施設や農産物処理加工施設など）の整備を支援し、産地の収益力強化を図る。	予算額(千円)		－																			
		内訳	国	－																			
			県	－																			
			その他	－																			
事業の内容等	1 産地基幹施設整備 （１）農産物処理加工施設 （２）集出荷貯蔵施設 （３）生産技術高度化施設 等 《事業実施主体》 県、市町村、農協、営農集団 等	補助率	標準事業費																				
		1/2以内ほか	－																				
【採択要件】 1 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む）の常時従事者（原則年間150日以上）が、5名以上であること。 2 成果目標の基準を満たしていること（ポイントとして反映）。 なお、みどりの食料システム法に基づきみどり認定を受けている場合、受益者に占める計画認定を受けている者の割合に応じてポイントを加算できる。 3 施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること（費用対効果において投資効率が1以上となること）。 4 施設の整備の総事業費が、原則として5千万円以上であること。 5 事業実施地区の対象作物の作付面積が、おおむね次に掲げる規模以上であること。等																							
		<table><tr><td>稲</td><td>50ha（中山間地域等</td><td>10ha）</td><td>露地野菜</td><td>10ha（中山間地域等</td><td>5ha）</td></tr><tr><td>麦</td><td>30ha（</td><td>10ha）</td><td>施設野菜</td><td>5ha（</td><td>3ha）</td></tr><tr><td>大豆</td><td>20ha（</td><td>10ha）</td><td>果樹</td><td>10ha（</td><td>10ha）</td></tr></table>				稲	50ha（中山間地域等	10ha）	露地野菜	10ha（中山間地域等	5ha）	麦	30ha（	10ha）	施設野菜	5ha（	3ha）	大豆	20ha（	10ha）	果樹	10ha（	10ha）
稲	50ha（中山間地域等	10ha）	露地野菜	10ha（中山間地域等	5ha）																		
麦	30ha（	10ha）	施設野菜	5ha（	3ha）																		
大豆	20ha（	10ha）	果樹	10ha（	10ha）																		
実施期間	令和4年度～	担当	農林水産政策課 農業所得向上支援グループ （内線4984、直通017－734－9474）																				

目的別	地域を変えるための切り口	調査等 / 安全・安心な農産物生産
	6次産業化の推進	加工・販売促進
実施主体別		地方独立行政法人青森県産業技術センター / 農林漁業者 / 加工業者等

事業名		現場解決型「ドクター」派遣制度（その他・継続）		
アピールポイント		農林漁業者や加工業者等が抱えている課題について、産業技術センターの研究員を現場に派遣し、一緒になって解決に取り組む。		
事業の趣旨	農林漁業者や加工業者等から要請のあった課題を解決するため、産業技術センターの研究員が現地に出向いて解決策を取りまとめ、技術指導や助言等を行う。	予算額(千円)		運営費交付金
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 手続 （１）課題を抱える農林漁業者や加工業者等が、産業技術センターの担当研究所に派遣研究要請書を提出 （２）担当研究所が研究員の派遣を決定し、農林漁業者や加工業者等へ通知 （３）研究員が現場に出向き、課題の解決策を農林漁業者等と一緒に考え、取りまとめ （４）課題解決に向け、研究員が助言や技術指導 2 費用負担 取組に要する費用は、産業技術センターと要請した農林漁業者や加工業者等、各々の持ち出し ＜例＞研究員の旅費や調査用試薬等…産業技術センター 試験するほ場の肥料、農薬等…要請した農林漁業者 加工品の試作に必要な原材料費等…要請した加工業者 3 支援期間 原則として１年以内 4 支援内容と相談窓口	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	平成２１年度～	担当	農林水産政策課 産業技術・防疫グループ (内線5041、直通017－734－9702)	

目的別	地域を変えるための切り口	スマート農業		
実施主体別		県 / その他（コンソーシアム）		
事業名		あおもり「農業DX」推進事業（県単・継続）		
アピールポイント		農業の労働力不足に対応するため、革新的なスマート農業技術・機械等の開発や本県に適した農業DX（デジタルトランスフォーメーション）の実証を進めるほか、指導者のデジタルリテラシー（デジタル技術を理解して適切に活用するスキル）の向上等を図る。		
事業の趣旨	本県に適した農業DXを実現していくため、生産者や研究機関、民間企業等からなるコンソーシアムを組織してデジタル技術の実証を進める。 また、デジタル人財の確保・育成や、データ駆動型の普及指導体制の構築に取り組む。	予算額(千円)		12,757
		内訳	国	—
			県	12,757
			その他	—
事業の内容等	1 あおもり「農業DX」の実証 生産者、デジタル技術に精通した民間企業、試験研究機関、県等で構成するコンソーシアムに対し、農作業の効率化や農業利益の最大化に資する農業DXの取組の実証を委託 《想定される取組例》 施設園芸：トマトの収穫ロボットの開発に向けた現地実証 果 樹：AI選果機を活用したりんごのデータ駆動型農業の実証 露地野菜：カメラ機能付き選果機を活用したながいものデータ駆動型農業の実証 2 農業デジタル人財の確保・育成 ・普及・啓発セミナー、指導者向け人財育成セミナーの開催 ・世界の農業先進国の視察の実施 3 データ駆動型の普及指導体制の構築 ・各種デジタルツールを活用した事務作業の効率化とデータ駆動型の現地指導手法の実証	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	令和6～8年度	担 当	農林水産政策課 農業所得向上支援グループ（内線3232、直通017-734-9474） 農林水産政策課 農業改良普及グループ（内線4989、直通017-734-9473）	

目的別	地域を変えるための切り口 6次産業化の推進 担い手の育成 機械・施設の整備	安全・安心な農産物生産／地域の活性化／中山間地域振興 加工・販売促進／グリーン・ツーリズム 労働力確保等／経営改善／法人化／女性活動支援 施設導入／機械購入
実施主体別	県／個人／任意団体	

事業名		農山漁村女性の活躍応援事業（国庫・新規） 【地域女性活躍推進交付金】		
アピールポイント		農山漁村女性の起業を積極的に支援するほか、若手農山女性の組織活動を推進する。		
事業の趣旨	女性の視点を生かした起業活動や、若手女性の学びの場となる組織活動への取組を支援することで、農山漁村を支える次世代の人財育成と女性の活躍促進を図る。	予算額(千円)		3,403
		内訳	国	366
			県	3,037
			その他	－
事業の内容等	1 女性起業の人財育成 （１）活動実態調査 女性起業の実態・課題を把握するため、起業活動実態調査を実施 （２）起業活動に対する事業経費の補助 新規参入、加工技術・経営力の向上、事業継承につながる活動に必要な経費を補助 《補助金上限額》１件当たり500千円以内 2 若手農山漁村女性の組織活動の推進 （１）若手農山漁村女性の育成と組織化に向けた取組支援 女性同士のつながりや地域との連携強化及び女性リーダー育成のための学習活動を実施 （各地域農林水産事務所１回） （２）組織活動のモデル実証 若手女性の定着や活躍促進につながる組織活動の実証を委託 《委託先》若手農山漁村女性組織	補助率	標準事業費	
		1/2以内	個人・一団体当たり 1,000千円 1組織当たり 200千円	
【採択要件】 事業実施主体 1（２）：県内で農林漁業に従事している女性、又はこれらの女性が中心となり組織する団体であること。 2（２）：構成員がおおむね50歳以下の女性農林漁業者が半数以上、かつ３名以上の組織。 【令和7年度実施計画等】 未定				
実施期間	令和7～10年度	担 当	農林水産政策課 農業改良普及グループ （内線4989、直通017－734－9473）	

目的別	地域を変えるための切り口 機械・施設の整備	スマート農業、体制整備等 スマート農機等
実施主体別	その他（サービス事業を実施している者又は本事業を活用してサービス事業を実施しようとする者） ※サービス事業：農業者の行う農作業を代行する取組、農業者が使用するスマート農業機械等を、販売以外の手段によって農業者に提供する取組等	

事業名		スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート対策事業(国庫・継続) (うち農業支援サービスの立ち上げ支援)		
アピールポイント		サービス事業に必要なスマート農業機械等の導入又はリース導入に係る経費を支援します。		
事業の趣旨	サービス事業に新たに取り組む事業者や、既にサービス事業に取り組んでおり、サービスを提供する農地面積を拡大する成果目標を立てた事業者に対し、その目標の達成に必要なスマート農業機械等の導入を支援する。 なお、支援対象となる農業機械は、スマート農業機械に限定されない。	予算額(千円)		—
		内 訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	＜農業支援サービスの立ち上げ支援＞ サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立に向け、ニーズ調査、サービス提供の試行・改良等のほか、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援する。	補助率	標準事業費	
		1/2以内	1 事業実施主体当たり1,500万円、ただし、スマート農業機械を導入する場合は3,000万円	
【採択要件】 概ね都道府県域でサービス事業を提供するサービス事業体であること				
実施期間	令和6年度～	担 当 (窓 口)	農林水産政策課 農業所得向上支援グループ (内線3232、直通017－734－9474)	

目的別	地域を変えるための切り口 6次産業化の推進 担い手の育成 機械・施設の整備	安全・安心な農産物生産 加工・販売促進 経営改善 施設導入 / 機械購入 / スマート農機
実施主体別	県 / 法人 / 個人 / 任意団体	

事業名		所得向上プログラム実践支援事業（県単・新規）		
アピールポイント		農業者自らが「所得向上チャレンジプラン」を企画・提案し、その取組の実現に向け、ソフト・ハード両面で支援する。		
事業の趣旨	農業者の所得向上のモデル事例を創出するため、農業者が自ら企画・提案する「所得向上チャレンジプラン」の実現に向けた取組を支援するほか、普及指導員の経営指導等により伴走支援を行う。 また、農業者全体の所得向上を目指し、モデル事例のノウハウを地域で共有・横展開することを促す。	予算額(千円)		165,000
		内訳	国	—
			県	165,000
			その他	—
事業の内容等	経営指導を受けた農業者自らが企画・提案した「所得向上チャレンジプラン」の取組を支援 (1) 事業の流れ 本事業は事業実施年度（令和7年度）に補助金（ソフト定額、ハード1／2以内）を交付するほか、目標年度（令和9年度）において、大きな成果を収めた場合、令和9年度にハード事業費の最大1／6を追加で加算する、成果に応じて補助率が変わる補助事業（成果連動型補助事業） (2) 補助対象 ①ソフト事業 所得向上に向けた新たな取組や既存の取組を拡充するために要する新技術等の導入、新商品の開発、販売促進活動、I C Tの導入等に係る経費 ②ハード事業 栽培用設備、かん水施設、加工用設備の導入・改修や農業用機械、加工用機械等の購入に取組に要する経費（ただし、1件の本体価格が50万円以上の機械・施設等に限る。） 《事業実施主体》 農業者、農業法人（農地所有適格法人、農事組合法人等）、任意組織（3戸以上の農業者が組織する団体で代表の定めがあり、かつ組織及び運営に関する規約があるもの。）	補助率	標準事業費	
		ソフト定額	補助限度額500千円	
		ハード1/2以内（ソフト必須）	補助限度額5,000千円 任意組織は10,000千円	
		成果連動型加算1/6以内	補助限度額1,666千円 任意組織は3,333千円	
【採択要件】 ・公募要領を参照 ・令和7年5月から「所得向上チャレンジプラン」を公募予定 ・審査委員の審査に基づき支援対象を選定				
実施期間	令和7～10年度	担 当	農林水産政策課 農業所得向上支援グループ（内線4984、直通017－734－9474） 農林水産政策課 農業改良普及グループ（内線4989、直通017－734－9473）	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等／調査等／安全・安心な農産物生産／中山間地域振興／環境保全
	担い手の育成	研修・訓練／労働力確保等／経営改善／その他（狩猟者の確保）
	農地の利用集積	遊休農地対策
	生産基盤の整備	その他（侵入防止柵）
	機械・施設の整備	施設導入／機械購入
実施主体別		市町村／農協／農業委員会／土地改良区／法人／任意団体／地域協議会

事業名		鳥獣被害防止総合対策事業（国庫・継続） 【鳥獣被害防止総合対策交付金】			
アピールポイント		鳥獣による農林水産物への被害を防止するための取組をソフト・ハード面から総合的に支援する。			
事業の趣旨	「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」により市町村が作成する「被害防止計画」に基づき、地域協議会等が実施する鳥獣被害防止対策の取組等を総合的に支援する。	予算額(千円)		101,400	
		内 訳	国	101,400	
			県	—	
			その他	—	
事業の内容等	1 ソフト対策 (1) 地域ぐるみの被害防止活動 ア 生息状況調査、捕獲機材の導入、捕獲・追払い、放任果樹の除去、緩衝帯の整備等 イ 広域柵の再編整備計画策定支援 ウ サル・クマ・鳥類の各複合対策（捕獲や追払いなど複数の取組） エ 他地域の人材を活用した取組 オ ICT等新技術の活用（ICTを活用した捕獲や追払いなど複数の取組） カ 集落点検の促進 (2) 大規模緩衝帯の整備や一度に相当数を捕獲する誘導捕獲柵わなの整備 (3) ICT等新技術実証 (4) 農業者団体等民間団体による被害防止活動 (5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組（販売拡大、搬入促進支援） (6) 鳥獣被害対策実施隊の体制強化（実施隊員の人材育成、新規猟銃取得支援） (7) 捕獲サポート体制の構築 (8) ICT活用による情報管理の効率化 (9) 簡易的な集合理設設備の設置等支援 (10) 農林水産業に被害を及ぼす野生鳥獣の緊急的な捕獲 2 ハード対策 (1) 侵入防止柵等の鳥獣被害防止施設の整備（既設柵の地際補強含む） (2) 捕獲鳥獣の処理加工施設（食肉利用等施設等）の整備 (3) 捕獲技術高度化施設（射撃場）の整備 《事業実施主体》 ①ソフト対策：地域協議会（市町村ほか関係機関で構成） ②ハード対策：地域協議会等（地域協議会又はその構成員）	補助率	標準事業費		
		ソフト対策 定額 1/2以内 （鳥獣被害対策実施隊が行う取組等は定額（限度額あり）） 			

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産
実施主体別	市町村 / 農協 / 漁協 / 水産加工業協同組合 等	

事業名	市町村等農林水産物放射性物質調査事業（県単・継続）			
アピールポイント	市町村や農協等が農林水産物の安全性を確認するために放射性物質検査を行う場合、検査費用等の補助により、市町村等の負担を軽減する。			
事業の趣旨	放射性物質検査により、地域における農林水産物の安全性を確保する。	予算額(千円)		600
		内訳	国	—
			県	600
			その他	—
事業の内容等	1 事業内容 市町村等が行う農林水産物に含まれる放射性物質の検査に要する経費に対する補助	補助率	標準事業費	
	2 補助対象経費 測定試料のサンプリング等の旅費、打合せ等の旅費、有料道路使用料、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、消耗品費、提供試料の対価、委託料並びに事務用品購入費 《事業実施主体》 市町村、農業協同組合、農業協同組合中央会、農業協同組合連合会、農事組合法人、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会	1/2以内	—	

【令和7年度実施計画等】 未定				
実施期間	平成24～令和7年度	担 当	農林水産政策課 企画調整グループ (内線4982、直通017－734－9457)	

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産
実施主体別	農林水産物加工品製造業者	

事業名	農林水産物加工品放射性物質調査事業（県単・継続）			
アピールポイント	県内の農林水産物加工品製造業者が指定の検査機関で加工品の放射性物質検査を行う場合、検査費用の補助により、事業者の負担を軽減する。			
事業の趣旨	放射性物質検査により、県産農林水産物を主原料とした加工品の安全性を確保する。	予算額(千円)		600
		内訳	国	—
			県	600
			その他	—
事業の内容等	1 事業内容 県内の食品製造業者からの依頼に基づき、（一財）青森県薬剤師会食と水の検査センターが実施する、加工食品に含まれる放射性物質の検査に要する経費に対する補助 2 補助対象経費 （一財）青森県薬剤師会食と水の検査センターがゲルマニウム半導体検出器を用いて行う、県産の農林水産物を主な原材料とする加工食品に含まれる放射性物質の検査に要する経費 《事業実施主体：検査を申し込める主体》 県内企業又は県内に加工工場を有する企業（産地直売所を含む）	補助率	標準事業費	
		消費税を除いた額の1/2以内		
【採択要件】 1 県内企業又は県内に加工工場を有する企業（産地直売所を含む。）であること。 2 加工品の原材料の50%以上が県内で生産された農林水産物であること。 3 検査の結果、食品衛生法における放射性セシウムの基準値を超過した場合、県の措置等に従うこと。 4 検査に必要な検体量や搬入方法、手順などは、指定の検査機関の指示に従うこと。 【令和7年度実施計画等】 指定の検査機関：（一財）青森県薬剤師会食と水の検査センター				
実施期間	平成24～令和7年度	担当	農林水産政策課 企画調整グループ （内線4982、直通017-734-9457）	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等
	6次産業化の推進	加工・販売促進 / 地産地消
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		県 / 市町村 / 農協 / 法人

事業名		6次産業化ネットワーク活動事業（国庫・継続） 【農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）】			
アピールポイント		農林漁業者等が取り組む商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設等の整備等を支援する。			
事業の趣旨	農林漁業者が食品事業者、流通業者、観光業者等の多様な事業者が連携するネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設等の整備等を支援する。	予算額(千円)		113,233	
		内訳	国	113,233	
			県	—	
			その他	—	
事業の内容等	1 地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業 サポートセンター（相談窓口）の設置とアドバイザー派遣（各種相談対応） 《事業実施主体》県 2 地域資源活用・地域連携推進支援事業 （1）2次・3次産業と連携した加工・直売の取組 （2）新商品開発・販路開拓の取組 （3）直売所の売上げ向上に向けた多様な取組 （4）多様な地域資源を新分野で活用する取組 《事業実施主体》農林漁業者・団体、市町村等 3 地域資源活用価値創出整備事業 6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受けた農林漁業者の組織する団体等が実施する農林水産物等の加工・流通・販売や、総合化事業の取組に不可欠な農林水産物等の生産、食品等の加工・販売の取組において必要となる施設等の整備を支援（融資残補助） 《事業実施主体》農林漁業者の組織する団体等 《補助金上限額》100,000千円 ※BtoB、HACCP認証等の要件を満たした場合は200,000千円	補助率	標準事業費		
		定額	—		
		1/2以内	上限額 500万円		
		3/10又は1/2 （中山間地ルネッサンス事業に係る地域別農業振興計画や、市町村戦略に基づく取組、障害者の雇用を行う場合）以内	— 上限額 1億円※		
【採択要件】 1 実施主体を含む3戸以上の農林漁業者が構成員又は出資者として構築している取組であること。 2 本事業上記3の内容を実施する場合、扱う農林水産物を実施主体がおおむね50%以上生産を行う取組であること。 3 みどり認定によりポイント加算対象					
実施期間	平成26年度～	担当	食ブランド・流通推進課 食品産業振興グループ （内線5016、直通017-734-9456）		

目的別	地域を変えるための切り口 6次産業化の推進	地域の活性化 加工・販売促進 / 地産地消
実施主体別	県 / 法人 / 個人	

事業名	あおもり食品産業強化サポート事業（県単・継続）		
アピールポイント	食品産業の強化にむけ、相談活動の実施や販路開拓にマッチング支援等の支援を行う。		
事業の趣旨	関係機関と連携して「地域の6次産業化」を推進するとともに、相談活動や販路開拓向上に向けたマッチング支援を実施する。	予算額(千円)	1,332
		内 国	—
		県	1,332
		その他	—
事業の内容等	1 「地域の6次産業化」推進対策 (1) 6次産業化連絡会議の開催 2 食品ビジネス強化対策 (1) 食産業づくり相談窓口の設置及び相談対応活動 (2) 商談機会の提供に向けた食品事業者への訪問活動 3 ビジネスチャンス拡大対策 (1) 県内外事業者等のマッチング支援	補助率	標準事業費
		—	—
実施期間	令和6～8年度	担 当	食ブランド・流通推進課 食品産業振興グループ (内線5016、直通017-734-9456)

目的別	地域を変えるための切り口	中山間地域振興
	6次産業化の推進	加工・販売促進
	担い手の育成	研修・訓練 / 経営改善 / 法人化
	農地の利用集積	農作業受委託 / 規模拡大・集団化
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
	融資制度	融資
実施主体別		株式会社日本政策金融公庫

事業名		農業改良資金（国庫・継続）		
アピール		担い手の農業経営改善に向けたチャレンジを無利子で貸付けすることで支援する。		
事業の趣旨	農業の担い手が農業経営の改善を目的として創意と自主性を活かしつつ、農畜産物の加工を始めたり、新作物に取り組む場合、あるいは農畜産物又はその加工品の新たな生産方式や販売方式を導入する場合などチャレンジするのに要する資金を無利子で貸付けする。	予算額（千円）		（公庫資金）
		内 訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 貸付対象事業 新たな農業部門の経営の開始などに必要な施設や機械の改良、造成、取得費、果樹・家畜の導入、その他初度的経費 2 貸付対象者 （１）農商工等連携促進法の認定を受けた農業者、中小企業者等 （２）農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた農業者等 （３）米穀新用途利用促進法の認定を受けた農業者、製造事業者等 （４）六次産業化法の認定を受けた農業者等、促進事業者（中小企業者に限る。） （５）みどりの食料システム法の認定を受けた農業者等 3 貸付利率 無利子 4 償還期間（据置期間） 12年以内（3年以内※特例5年） 5 貸付限度額 （１）個人 5,000万円 （２）法人 1億5,000万円	補助率		標準事業費
		—		—
実施期間	昭和31年度～	担 当	団体経営改善課 農林業団体金融グループ （内線4794、直通017-734-9478）	

目的別	地域を変えるための切り口	中山間地域振興
	6次産業化の推進	加工・販売促進
	担い手の育成	研修・訓練 / 経営改善 / 法人化
	農地の利用集積	農作業受委託 / 規模拡大・集団化
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
	融資制度	利子補給
実施主体別		農協 / 法人 / 個人 / 任意団体

事業名		農業近代化資金（県単・継続）		
アピール		農地取得以外の幅広い資金需要に対応する長期で低利な資金を貸付けする。		
事業の趣旨	農業者等の経営の近代化に資すると認められる施設等の導入に対し資金を低利で貸付けする。	貸付枠(千円)		1,400,000
		内訳	国	—
			県	1,400,000
			その他	—
事業の内容等	1 貸付対象事業 （1）農産物の生産、流通又は加工に必要な施設（農機具等を含む）の改良、造成又は取得（認定農業者は復旧も対象） （2）果樹その他永年性植物の植栽又は育成 （3）乳牛その他の家畜の購入又は育成 （4）事業費1,800万円を超えない規模の農地等の改良、造成（認定農業者は復旧も対象） （5）長期運転資金 （6）農村環境整備資金 （7）農村における給排水施設の改良造成又は取得等 2 貸付対象者 （1）認定農業者、認定新規就農者、要件に合致する農業者等 （2）農協、農協連合会等 3 貸付利率 1．70％ ※R7.3.19現在 4 償還期間（据置期間）（原則） （1）農業者等 15年以内（3年以内） （2）農協等 15年以内（3年以内） 5 貸付限度額 （1）個人 1,800万円 （2）法人 2億円 6 融資率 80％以内（認定農業者は100％以内）	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	昭和36年度～	担当	団体経営改善課 農林業団体金融グループ （内線4794、直通017－734－9478）	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全
	6次産業化の推進	加工・販売促進 / 地産地消 / 農泊
	農地の利用集積	遊休農地対策
	生産基盤の整備 機械・施設の整備	ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路 施設導入
実施主体別		県 / 市町村 / 法人 / 地域協議会 / 農林漁業者の組織する団体等

事業名		農山漁村振興交付金（国庫・継続）		
アピールポイント		農山漁村において、「しごと」「くらし」「活力」「土地利用」の観点から農村振興政策を総合的に推進し、関係人口の創出・拡大、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を支援する。		
事業の趣旨	農山漁村がもつ豊かな自然や「食」等の多様な地域資源を、農業やその関連産業のみならず、観光、福祉、教育等にも活用することにより、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域活性化を図る。	予算額(千円)		国直接採択
		内訳	国	7,389,000
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 事業内容 (1) 地域資源活用価値創出対策 多様な地域資源を活用し、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援 (2) 地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型） 観光コンテンツの磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を支援 (3) 地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型） 障がい者等の農林水産業に関する技術習得やユニバーサル農園の開設、障がい者等が作業に携わる施設整備等を支援 (4) 中山間地農業推進対策 中山間地域等での収益力向上等に向けた取組や農村型地域運営組織（農村RMO）の形成等を支援 (5) 最適土地利用総合対策 農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定やその実現に必要な取組等を支援 (6) 山村活性化対策 振興山村での地域資源の活用等による地域経済の活性化を図る取組を支援 (7) 情報通信環境整備対策 農業農村インフラ管理や地域活性化等に必要な情報通信環境の整備を支援 (8) 都市農業機能発揮対策 農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化、都市部の空閑地を活用した農地や農的空間の創出の取組等を支援 《事業実施主体》 都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等	補助率	標準事業費	
		定額 1/2等	※県経由	
【採択要件】 関連する計画を策定すること。 等				
実施期間	平成28年度～	担当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5062、直通017－734－9534)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 / 環境保全
	6次産業化の推進	加工・販売促進 / 地産地消 / 農泊
	担い手の育成	新規就農 / 研修・訓練 / 労働力確保等 / 経営改善 / 法人化 / 集落営農 / 女性活動支援
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		県 / 地域協議会等 / 地域運営組織等

事業名		「あおもり型農村RMO」 育成事業（県単・継続）			
アピールポイント		農業者と地域住民が協力して、農村を守りながら地域を元気にする取組を推進する。			
事業の趣旨	持続可能で活力ある農山漁村をつくるため、農用地保全、地域資源活用、生活支援などを地域づくりに生かしながら、稼ぐ力のある「あおもり型農村RMO」の育成に向けた取組を推進する。	予算額(千円)		31,519	
		内訳	国	－	
			県	31,519	
			その他	－	
事業の内容等	1 市町村の農村RMO推進等マネジメント活動への支援 市町村でのマネジメント部会の開催や、課題解決に向けた地域提案型の取組を支援 2 農村RMOの形成に向けたモデル集落への支援 あおもり型農村RMOの要素（農用地保全、地域資源活用、生活支援、地域の経済活動、担い手育成、交流人口の創出）に係る新たな取組に対する補助 3 関係機関が一体となった農村RMOの育成支援（委託） （1）中間支援組織による伴走支援 （2）研修会の開催及び有識者によるサポート 《事業実施主体》 1 地域担い手協議会等 2 モデル集落で活動する地域運営組織、その構成員 3 県	補助率	標準事業費		
		1 ソフト 定額 2 ソフト 定額 ハード 1/2	1 補助限度額 1,000千円/ 地域 2 モデル集落 当たりの上 限額 1,500千円		
【採択要件】 1 及び 2 については、実施計画の審査に基づき支援対象を選定する。					
実施期間	令和6～8年度	担 当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5063、直通017－734－9534)		

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 地域の活性化
	6次産業化の推進	加工・販売促進
	担い手の育成	労働力確保等 / 経営改善 / 法人化 / 集落営農
	農地の利用集積 機械・施設の整備	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化 機械購入
実施主体別		その他（集落営農組織）

事業名		集落営農連携促進等事業（国庫・新規）			
アピールポイント		連携・合併による集落営農組織の活性化に向け、ソフト・ハード両面で支援する。			
事業の趣旨	集落営農を核とした連携・合併による広域展開での活性化に向けたビジョンづくりや人材の確保、新たな作物の導入等の取組を支援する。	予算額(千円)		10,000	
		内訳	国	10,000	
			県	－	
			その他	－	
事業の内容等	1 ビジョンづくりへの支援 連携・合併による集落営農の目指す農業の姿と具体的な戦略の検討など、集落ビジョンの策定に向けた取組を支援（支援期間：最長3年） 2 具体的な取組の実行への支援 （1）取組の中核となる人材等を確保するため、候補となる若者等を雇用する経費（賃金等）（最長3年） （2）収益力向上の柱となる経営部門の確立等のため、高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓などに取り組む経費 （3）信用力向上等に向けた組織の法人化に必要な経費 （4）効率的な生産のための共同利用機械等の導入経費 （5）集落営農の取組を地域の関係機関がサポートする経費 《事業実施主体》 1及び2（1）～（4）：市町村、 2（5）：県、市町村	補助率	標準事業費		
		定額	補助限度額 1,000万円以内/集落営農組織		
		定額	100万円 上限/年		
		定額			
		定額 1/2以内 定額	25万円		
【採択要件】 1 組織の定款又は規約を有すること。 2 地域計画の目標地図に位置付けられている、又は、位置付けが確実であること。 3 連携・合併による効率的な生産・販売体制等の確立に向けた取組を実施すること。 4 具体的な取組の実行への支援を受けるためには、ビジョンの作成が必須となること。 ※「みどり認定」を受けている場合は、採択ポイントが加算される。					
実施期間	令和4～8年度	担 当	構造政策課 農村活性化グループ （内線5063、直通017－734－9534）		

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成	地域の活性化 農業 / その他 (ユニバーサル農業) 労働力確保
実施主体別	県	

事業名	ユニバーサル農業推進事業（国庫・継続） 【農山漁村振興交付金（農福連携対策）、工賃向上計画支援等事業】		
アピールポイント	農業労働力の確保と、障がい者の雇用促進等により共生社会へ貢献する。		
事業の趣旨	ユニバーサル農業の取組拡大に向けて、地域の状況を踏まえたマッチングを支援するほか、特別支援学校新卒者の雇用就農を促進するとともに、対象領域の拡大など取組の輪の拡大に取り組む。	予算額(千円)	13,892
		内訳	国 8,782
			県 5,110
			その他 —
事業の内容等	1 地域の状況を踏まえたマッチングの支援 (1) 福祉事業所における就労内容の見える化 ・福祉事業所ごとの作業内容データの充実と情報提供 (2) ワンストップ窓口の体制の確立 ・中南、三八、上北の事業所に対する活動支援 ・コーディネーターの実務研修 (3) 地域連絡会議を活用したマッチングの促進 ・農業側と福祉側へ個別巡回による普及啓発 ・活用希望する農業者と福祉事業所の橋渡しによる取組拡大 2 特別支援学校新卒者の雇用就農の促進 (1) 農業高校と特別支援学校の農業交流促進 (2) 特別支援学校生徒の農家実習の実施（教育庁との連携） (3) 特別支援学校教員と農業法人等との雇用就農に向けた座談会の実施（教育庁との連携） 3 取組の輪の拡大 (1) ユニバーサル農業推進会議の開催 (2) 生きづらさを感じている人たちの対象領域拡大に向けた先進事例調査	補助率	標準事業費
		—	—
実施期間	令和6～8年度	担当	構造政策課 担い手育成グループ ユニバーサル農業推進プロジェクトチーム (内線5064、直通017-734-9463)

目的別	地域を変えるための切り口 6次産業化の推進	地域の活性化 農泊
実施主体別	県、その他（農泊実践者等）	

事業名	あおもり農泊推進事業（国庫・その他・新規） 【トップセールス関係：国庫、その他：中山間地域ふるさと活性化基金】		
アピールポイント	農林漁家民宿の新規開業者向け研修会を開催するほか、農泊の受入態勢強化に取り組む。		
事業の趣旨	農山漁村に賑わいをもたらす農泊を推進するため、地域活性化に取り組む多様な関係者との連携による新規開業者の掘り起こしや、教育旅行等の受入態勢の整備に加え、更なる認知度向上に向けたプロモーションに取り組む。	予算額(千円)	8,272
		内 訳	国 828
			県 1,914
			その他 5,530
事業の内容等	1 農泊実践者の確保・育成 （１）新規開業者の掘り起こし 農林漁業者等を対象に、開業に必要な関係法令に基づく許可手続きや、一般旅行者の誘客に有効な宿泊予約サイトの活用方法を学ぶ研修会を開催 （２）関係人口の創出に向けたモデル地域づくり モデル地域に対し、関係人口の受入方法などを助言するアドバイザーを派遣 2 教育旅行等の受入態勢の整備 （１）国内 広域受入団体による農泊ニーズ調査、青森県農泊推進ネットワーク会議の開催 （２）海外 台湾からの教育旅行受入対策等 3 国内外のプロモーション等の実施 （１）国内 商談会等での農泊型教育旅行のPR （２）海外 トップセールスの実施、海外から来青する学校の出迎え （３）農林漁家民宿等の情報発信 多様なメディアを活用し、農林漁家民宿等の情報を発信	補助率	標準事業費
		—	—
実施期間	令和7～9年度	担 当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5062、直通017-734-9534)

目的別	地域を変えるための切り口 6次産業化の推進 担い手の育成 農地の利用集積	体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全 / 加工・販売促進 / 地産地消 / 集落営農 遊休農地対策
実施主体別	県 / 市町村 / 地域協議会	

事業名		元気な地域創出モデル支援事業（国庫・新規） 【中山間地農業ルネッサンス推進事業 元気な地域創出モデル支援】		
アピールポイント		中山間地農業を地域活性化につなげるための取組を支援する。		
事業の趣旨	中山間地農業を元気にするため、収益力向上、販売力強化、生活支援等に関する具体的な取組、デジタル技術の導入・定着を後押しすることで、農業生産活動を地域活性化につなげる優良事例創出を推進する。	予算額(千円)		3,957
		内訳	国	3,957
			県	－
			その他	－
事業の内容等	1 収益力向上に関する取組 野菜、果樹、花き等の高収益作物の導入、生産、販売や鳥獣被害対策等による収益力向上 2 販売力強化に関する取組 高品質作物の導入、品質向上、加工、ブランド化等により農産品の付加価値を高めて販売力を強化 3 農用地保全に関する取組 棚田地域を含む農用地保全・振興に関する多様な取組の実践 4 複合経営に関する取組 農業、畜産、林業も含めた多様な組合せによる複合経営及び農業と他の仕事を組み合わせた半農半Xの実践 5 生活支援に関する取組 農村地域における生活支援の取組	補助率	標準事業費	
		定額	上限1,000万円 (最大3年)	
----- 【令和7年度実施計画等】 平川市古懸集落				
実施期間	令和7～9年度	担 当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5062、直通017－734－9534)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興
	担い手の育成	新規就農
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース / 改修 / その他
	実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 農業委員会 / 土地改良区 / 法人 / 個人 / 任意団体

事業名		産地生産基盤パワーアップ事業[畑作野菜]（国庫・継続） 【産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策・生産基盤強化対策のうち基金事業】						
アピールポイント		畑作物・野菜等の農業機械等のリース導入等及び農業用ハウス等生産資材の導入、次代への継承に必要な農業用ハウス等の再整備・改修等を支援する。						
事業の趣旨	畑作・野菜等産地の収益力向上に向けた、販売額向上や生産コスト低減などの取組、新規就農者等への継承のためのハウス等の再整備・改修などの取組を支援する。	予算額(千円)		21,625				
		内訳	国	21,625				
			県	－				
			その他	－				
事業の内容等	1 収益性向上対策 （１）生産支援事業 リース方式等による農業機械等の導入 （施設園芸品目における省エネ機器の設置費も対象） 2 生産基盤強化対策 （１）農業用ハウス等の再整備・改修 等 3 成果目標 （１）収益性向上対策 ・生産コスト、集出荷・加工コストの10%以上の削減 ・単位面積当たりの販売額又は所得額10%以上の増加 ・契約栽培割合10%以上の増加かつ50%以上とすること ・労働生産性の10%以上の向上 等 ※施設園芸エネルギー転換枠 ・省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大 ・燃油使用料の15%以上の低減 （２）生産基盤強化対策 ・総販売額又は総作付面積の維持又は増加 ・生産コストの低減 ・労働生産性の向上 等 《事業実施主体》 農業者、農業者の組織する団体、民間業者 等	補助率	標準事業費					
		1/2以内	－					
【採択要件】 1 県が設定する基準を満たしていること。 2 地域協議会等が、産地パワーアップ計画を作成すること。 3 農業機械等の導入にあつては、本体価格が50万円以上に限る。 4 事業実施地区の作付面積がおおむね次に掲げる規模以上であること。 等								
		<table><tr><td>麦 30ha（中山間地域等 10ha）</td><td>露地野菜 10ha（中山間地域等 5ha）</td></tr><tr><td>大豆 20ha（ ” 10ha）</td><td>施設野菜 5ha（ ” 3ha）</td></tr></table> ※中山間地域等において生産支援事業を実施する場合は要件が緩和されます。			麦 30ha（中山間地域等 10ha）	露地野菜 10ha（中山間地域等 5ha）	大豆 20ha（ ” 10ha）	施設野菜 5ha（ ” 3ha）
麦 30ha（中山間地域等 10ha）	露地野菜 10ha（中山間地域等 5ha）							
大豆 20ha（ ” 10ha）	施設野菜 5ha（ ” 3ha）							
実施期間	平成28～令和8年度	担当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ （内線5077、直通017－734－9481）					

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 地域の活性化
	生産基盤の整備	その他（簡易な圃場改良：弾丸暗渠、心土破碎）
	機械・施設の整備	機械購入 / リース
実施主体別		農業者の組織する団体 等

事業名		畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業（国庫・継続）【そば関係】 【畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業】			
アピールポイント		湿害対策技術を新たに導入する取組や取組に必要な農業機械の導入、実需との複数年契約取引の拡大等を支援する。			
事業の趣旨	そばの安定生産体制の強化のため、そばの湿害対策技術の導入に向けた実証や湿害対策技術の新たな導入、必要な農業機械の導入等の取組を支援する。 そばの安定供給を図るため、実需との複数年契約取引の拡大等を支援する。	予算額(千円)		18,865	
		内訳	国	18,865	
			県	—	
			その他	—	
事業の内容等	1 安定生産技術の導入 （1）技術講習会・栽培実証 湿害対策等の安定生産技術の導入に向けた検討会の開催、実証ほの設置等に係る経費を支援する。 （2）湿害対策技術の導入（2,000円/10a） 新たに湿害対策を導入する取組に対して支援する。 《湿害対策の例》 ・小畦立て播種 ・弾丸暗渠 ・心土破碎 等 （3）湿害対策技術の導入に必要な農業機械等の導入 湿害対策等の技術の導入に必要な農業機械等の導入、リース導入等について支援する。 （4）成果目標（いずれか1つ選択） ・10a当たり収量を都道府県の直近7中5平均以上 ・10a当たり収量を直近7中5平均と比較して2%以上増加（直近7中5平均収量が都道府県の同収量を超える地区） 2 複数年契約取引（1,000円/10a） （1）事業内容 複数年の契約取引を拡大し、実需者等と結びついた供給体制を強化する取組を支援する。 （2）成果目標（いずれか1つ選択） ・そばの複数年契約取引先を1者以上増加 ・そばの出荷量のうち、複数年契約取引数量の割合を2ポイント以上増加	補助率	標準事業費		
		定額 定額	(1) 上限額 300万円		
		1/2以内	上限額 1,000万円/台		
		定額			
【採択要件】 1 事業内容1と2は、支援内容が重複する申請はできない 2 湿害対策等の技術は、新たに導入する取組・面積が対象となる 3 複数年契約取引の契約は播種前に締結もしくは、播種前に実需者と情報交換を実施の上で収穫前までに締結すること。					
実施期間	令和7年度	担当	農産園芸課 稲作・畑作振興グループ (内線5074、直通017-734-9480)		

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 地域の活性化
	生産基盤の整備	暗渠排水
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 法人 / その他（地域農業再生協議会）	

事業名		畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業（国庫・継続）【種ばれいしょ、ばれいしょ関係】		
アピールポイント		ばれいしょの生産拡大のため、種ばれいしょの新産地形成やばれいしょの病害抵抗性品種の導入等や省力技術確立等を支援する。		
事業の趣旨	畑作産地において、病虫害の発生、需要の変化、労働力不足等に対応するため、種ばれいしょの供給力の強化、労働負担軽減のためのばれいしょの病虫害抵抗性品種導入及び種ばれいしょ生産の省力化、種ばれいしょの廃棄・転用率の低減及び作業負担の軽減するための技術の実証等を支援する。	予算額(千円)		18,865
		内訳	国	18,865
			県	
			その他	
事業の内容等	1 ばれいしょの病虫害抵抗性品種普及拡大(種ばれいしょ除く)(3,000円/10a) (1) 事業内容 事業実施年度に収穫される当該病虫害抵抗性品種の作付面積のうち前年度からの増加分に対し支援 (2) 成果目標（以下から1つ設定） ア 事業実施地区におけるジャガイモシストセンチュウ抵抗性、又はジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付面積がばれいしょ全体の作付面積に対して占める割合を6.0ポイント以上増加又は100.0%とする イ 事業実施地区におけるばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加 2 種ばれいしょ生産の省力技術確立事業（10/10以内） (1) 事業内容 本事業は、種ばれいしょ生産の省力化、種ばれいしょの廃棄・転用率の低減及び作業負担の軽減につながる技術の実証等に必要な経費を支援 (2) 成果目標（以下から1つ設定） ア 実証等を行った技術等を当該技術等が導入されていない地域1カ所以上に導入 イ 種ばれいしょ生産の10a当たりの労働時間を3.0%以上削減 《事業実施主体》 農業者の組織する団体、コンソーシアム（実需者及び農業者を必須の構成員とする） 等	補助率	標準事業費	
		定額、1/2以内等	上限額が定められているもの有	
【採択要件】 1 ばれいしょの病虫害抵抗性品種普及拡大 直物貿易法（昭和25年法律第151号）第13条第1項により指定種苗として合格した種ばれいしょを用いた取組であること。 2 省力作業機械の導入 (1) 受益農業従事者が5名以上であること (2) 導入する農業機械等の能力・規模が、受益面積等からみて適正であること				
実施期間	令和7年度	担 当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ (内線5079、直通017－734－9481)	

目的別	地域を変えるための切り口 機械・施設の整備	体制整備等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / スマート農業 施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機 / その他（改良）
実施主体別	農協 / 法人 / 個人 / その他農業者が組織する団体	

事業名		産地生産基盤パワーアップ事業〔稲作〕（国庫・継続） 【産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策・生産基盤強化対策のうち基金事業】			
アピールポイント		稲作の収益力向上や次代への継承に必要な農業機械等のリース導入等を支援する。			
事業の趣旨	稲作産地の収益力強化に向けた、販売額の向上や生産コストの低減などの取組に必要な農業機械のリース導入等や、生産基盤の次代への継承を目的とした農業機械等の再整備・改良などの取組を支援する。		予算額(千円)		9,985
			内訳	国	9,985
				県	－
				その他	－
事業の内容等	1 収益性向上対策 （１）生産支援事業 収益力向上に必要な農業機械等のリース方式等による導入 2 生産基盤強化対策 （１）後継者不在の農地等での生産機能の継承を目的とした、農業機械等の再整備・改良 等 3 成果目標 （１）収益性向上対策 ・生産コスト、集出荷・加工コストの10%以上削減 ・単位面積当たりの販売額又は所得額10%以上増加 ・契約栽培割合10%以上増加かつ50%以上とすること ・労働生産性の10%以上向上 等 （２）生産基盤強化対策 ・総販売額又は総作付面積の維持又は増加 ・生産コストの低減 ・労働生産性の向上 等 《事業実施主体》 農業者、農業者の組織する団体、民間業者 等		補助率	標準事業費	
			1/2以内	－	
【採択要件】 1 県が設定する基準を満たしていること。 2 地域協議会等が、産地パワーアップ計画を作成すること。 3 農業機械等の導入にあつては、本体価格が50万円以上に限る。 4 事業実施地区の作付面積がおおむね次に掲げる規模以上であること。等					
		稲 50ha（中山間地域等 10ha） 麦 30ha（中山間地域等 10ha） 大豆 20ha（ ” 10ha）		露地野菜 10ha（中山間地域等 5ha） 施設野菜 5ha（ ” 3ha）	
※中山間地域等において生産支援事業を実施する場合は要件が緩和されます。					
実施期間	平成28～令和7年度	担 当	農産園芸課 稲作・畑作振興グループ （内線5074、直通017－734－9480）		

目 的 別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全 / スマート農業
実施主体別		県 / 市町村 / 農協 / 協議会

事業名		グリーンな栽培体系への転換サポート事業（国庫・継続） 【みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R6補正）】 【みどりの食料システム戦略推進交付金（R7当初）】		
アピールポイント		環境にやさしい栽培技術と、先端技術等を活用した省力化に資する技術を組み合わせた「グリーンな栽培体系」への転換に係る取組を支援する。		
事業の趣旨	化学農薬・化学肥料の使用量低減、有機農業の取組面積の拡大、農業における温室効果ガスの削減に資する環境にやさしい栽培技術と、先端技術等を活用した省力化に資する技術を組み合わせた「グリーンな栽培体系」への転換を図る。	予算額(千円)		6,000
		内訳	国	6,000
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 グリーンな栽培体系への転換（R7当初、R6補正） （1）グリーンな栽培体系の検討（必須の取組） ア 検討会の開催 イ グリーンな栽培体系の検証 ウ グリーンな栽培マニュアルの作成 エ 産地戦略の策定 オ 情報発信 （2）グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入 （3）消費者理解の醸成 2 県域への展開（R7当初、R6補正） グリーンな栽培体系を県域に展開するために行う検討会や検討会、先進地視察、展示場の設置等 《事業実施主体》 ①協議会、②都道府県、③市町村、④農業協同組合 いずれも事業実施地区の農業者の参加が必須。 また、①の場合は、県（普及）または農業協同組合を必須の構成員とし、③の場合は、県（普及）または農業協同組合を必須の参加者とする。こと。 県（普及）を構成員または参加者にしない場合は、必要に応じて助言を受けること。 《事業実施期間》 最大2年間	補助率	標準事業費	
		定額	上限額 300万円 ※有機農業の検討、2つ以上の環境負荷低減に取り組む場合は360万円 ※スマート農業技術活用促進法に規定する「生産方式革新実施計画」の達成に資する検証に併せて取り組む場合は交付上限額を100万円引上げ	
		1 / 2	1,000万円 ※検証に必要なスマート農業機械等の導入	
----- 【採択要件】 環境にやさしい栽培技術と省力化に資する技術をそれぞれ1つ以上取り組むこと。				
実施期間	令和4年度～	担当	農産園芸課 環境農業グループ (内線5086、直通017-734-9353)	

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全
	機械・施設の整備	リース
	実施主体別	市町村 / 協議会

事業名		有機農業等推進事業（国庫・継続） 【国庫事業名：みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R6補正） みどりの食料システム戦略推進交付金（R7当初）】		
アピールポイント		市町村主導による有機農業の産地化に向けて、有機農業実施計画の策定や有機農業の生産から消費・流通までの一環した取組を支援する。		
事業の趣旨	有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて、生産から消費まで一環した取組の試行や体制づくり、産地と消費地が連携した消費拡大の取組等を支援し、有機農業の推進拠点となる地域（オーガニックビレッジ）を創出する。	予算額(千円)		5,815
		内訳	国	5,815
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 有機農業実施計画の策定 （１）有機農業実施計画策定に向けた取組 ア 検討会の開催 イ 試行的な取組の実施 ウ 消費地との連携に向けた試行的な取組の実施 （２）有機農業実施計画策定の周知等によるオーガニックビレッジ宣言の実施 2 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践 （１）検討会の開催 （２）有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践 （３）消費地との連携の取組の実践 （４）課題解決に向けた調査等 （５）有機農業実施計画の変更 《事業実施主体》 市町村又は市町村が参画する協議会	補助率	標準事業費	
		定額 （機械リースは1/2以内）	1 の有機農業実施計画を策定する市町村1 か所あたり上限1,000万円 2 は上限800万円	
【採択要件】 1 上記1に取り組む場合は、事業開始年度の翌年度までに特定区域の設定等を行う意向を有すること（既に特定区域の設定等が行われている場合を除く）。 2 上記1の（１）のウ又は2の（３）に取り組む場合は、消費地自治体が具体的に特定されていること。 3 上記2に取り組む場合は、事業実施年度において特定区域の設定等に向けた取組を行う事業実施計画となっていること（既に特定区域の設定等が行われている場合を除く）及び有機農業実施計画を策定済み又は策定予定であること。 4 事業に参加する者のうち、みどり認定を受けている者が過半数の場合は3点、全員の場合は5点の採択ポイント加算がある。				
実施期間	令和4年度～	担当	農産園芸課 環境農業グループ （内線5085、直通017-734-9353）	

目 的 別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全		
実施主体別		市町村 / 協議会		
事業名	有機転換推進事業（国庫・継続） 【国庫事業名：みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R6補正） みどりの食料システム戦略推進交付金（R7当初）】			
アピール ポイント	新たに有機農業を開始する農業者に対して支援を行う。			
事業 の 趣 旨	化学的に合成された肥料や農薬を使用する慣行農業から国際水準の有機農業への転換を行う農業者や有機農業に取り組もうとする新規就農者が、経営の安定を図りつつ、持続的に有機農業を行うための取組に対して支援する。	予算額(千円)		3,000
		内 訳	国	3,000
			県	—
			その他	—
事業 の 内 容 等	1 転換支援事業 国際水準の有機農業に新たに取り組もうとする農業者に対し、種苗や肥料といった生産資材の切替え等に係る転換初年度の農地における掛かり増し経費について支援する。 (1) 対象者 慣行農業から国際水準の有機農業に転換する農業者又は国際水準の有機農業に取り組もうとする新規就農者 (2) 対象農地 慣行栽培から有機農業への転換初年度となる農地 (3) 単価 2万円/10a以内 2 転換支援円滑化事業 市町村等が1の支援を希望する農業者に対して行う事務に係る経費を支援する。	補助率	標準事業費	
		定額	—	
【採択要件】 1 本事業終了後も引き続き、国際水準の有機農業を継続する意向があること。 2 販売を目的としていること。 3 対象者1人当たりの下限面積は10aとする。 4 みどり認定を受けているか成果目標年度までに認定を受ける予定であること。				
実施期間	令和5年度～	担当	農産園芸課 環境農業グループ (内線5085、直通017-734-9353)	

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成	安全・安心な農産物生産／中山間地域振興／環境保全 研修・訓練
実施主体別		県

事業名		環境負荷低減による持続可能な農業実践拡大事業（国庫・継続）			
アピールポイント		肥料コストの低減を図り、環境にやさしい農業の取組を拡大する。			
事業の趣旨	土壌診断に基づく土づくりと環境にやさしい農業の取組拡大により、消費需要に応えられる安全・安心で良質な農産物の安定供給と農業所得の維持・向上を図る。	予算額(千円)		6,732	
		内訳	国	1,298	
			県	5,434	
			その他	—	
事業の内容	1 土壌診断のデジタル化と堆肥の活用促進 （１）デジタル技術を活用した土壌診断情報の提供と「施肥ナビ」の機能拡充 （２）総合診断実践展示ほの設置 （３）県産堆肥の品質検査、技術的サポートの実施 2 プラットフォームを核とした環境にやさしい農業の拡大に向けた支援 （１）有機農業等実践者の確保・育成のための伴走支援と実践者向け研修会・有機農業指導員養成研修会の開催 （２）プラットフォーム登録者（実践者・エコ農産物販売協力店）による商談会の開催とエコ農産物活用に向けた賛同企業・消費者への求評等の実施	補助率	標準事業費		
		—	—		
----- 【令和7年度実施計画等】 1 上記1の（2）の土壌三要素総合診断実践展示ほ設置：県内7か所（津軽3、県南4） 2 上記2の（1）の伴走支援：10人程度					
実施期間	令和6～8年度	担当	農産園芸課 環境農業グループ （内線5087、直通017-734-9353）		

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 環境保全
実施主体別	法人 / 任意団体	

事業名		環境保全型農業直接支払交付金（国庫・継続）																			
アピールポイント		環境保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援を行う。																			
事業の趣旨	化学肥料・化学合成農薬の使用を県の慣行レベルから原則５割以上低減する取組と合わせて、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を行う農業者団体等に支援を行う。		予算額(千円)		67,362																
			内訳	国	45,309																
				県	22,053																
				その他	－																
事業の内容	1 対象者 （１）農業者の組織する団体 （２）一定の条件を満たす農業者（面積要件等）		補助率	標準事業費																	
			国 1/2 県 1/4 市町村 1/4	－																	
	2 対象活動及び交付単価																				
	<table><tr><th>対象活動</th><th>10a当たり単価</th></tr><tr><td>有機農業 ※（ ）内は、合わせて、土壌診断を実施するとともに堆肥施用、緑肥施用、炭の投入の取組のいずれかを実施する場合</td><td>14,000円 (16,000円)</td></tr><tr><td>有機農業 そば等雑穀、飼料作物</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>堆肥の施用</td><td>3,600円</td></tr><tr><td>緑肥の施用</td><td>5,000円</td></tr><tr><td>総合防除</td><td>4,000円</td></tr><tr><td>総合防除 そば等雑穀、飼料作物</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>炭の投入</td><td>5,000円</td></tr></table>					対象活動	10a当たり単価	有機農業 ※（ ）内は、合わせて、土壌診断を実施するとともに堆肥施用、緑肥施用、炭の投入の取組のいずれかを実施する場合	14,000円 (16,000円)	有機農業 そば等雑穀、飼料作物	3,000円	堆肥の施用	3,600円	緑肥の施用	5,000円	総合防除	4,000円	総合防除 そば等雑穀、飼料作物	2,000円	炭の投入	5,000円
	対象活動	10a当たり単価																			
	有機農業 ※（ ）内は、合わせて、土壌診断を実施するとともに堆肥施用、緑肥施用、炭の投入の取組のいずれかを実施する場合	14,000円 (16,000円)																			
	有機農業 そば等雑穀、飼料作物	3,000円																			
	堆肥の施用	3,600円																			
	緑肥の施用	5,000円																			
	総合防除	4,000円																			
総合防除 そば等雑穀、飼料作物	2,000円																				
炭の投入	5,000円																				
※ 令和７年度から、長期中干しの取組は、多面的機能支払交付金で支援されます。																					
【採択要件】																					
1 主作物について販売することを目的に生産を行っていること。																					
2 環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について理解し、チェックし、提出すること。																					
実施期間	令和７～１１年度		担 当	農産園芸課 環境農業グループ (内線5087、直通017－734－9353)																	

目的	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産
	担い手の育成	新規就農
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		市町村 / 農協 / 法人 / 個人 / 任意団体

事業名		野菜等産地力強化支援事業（県単・継続）		
アピールポイント		農業所得の向上と野菜・花き産地の競争力強化を図るため、省力化に必要な機械の導入や施設の整備、高温対策に係る資材・機材などに対して助成する。		
事業の趣旨	野菜・花き産地における農業所得の向上と産地力強化を図るため、労働時間の削減等につながる省力機械・設備の導入や耐雪型ハウスの導入に係る資材費を支援する。 また、高温対策資材や機材等の導入に係る経費を支援する。	予算額(千円)		20,000
		内訳	国	－
			県	20,000
			その他	－
事業の内容等	1 事業内容 (1) 省力化型 作業労働時間短縮のための植付機、収穫機、管理機、パイプハウス自動開閉装置、かん水装置等 (2) 施設園芸型 耐雪型パイプハウスの導入（税抜、資材費のみ） (3) 高温対策型 品質向上や出荷量の増加に向けた遮光資材、機能性フィルム、循環扇、LEDランプ等（令和7年度新設） 《事業実施主体》 市町村、農業協同組合、営農集団、農業法人、認定農業者、認定新規就農者等	補助率	標準事業費	
		(1), (2) 1/4以内 (3) 1/3以内	－ ※上限事業費あり	
【採択要件】 1 補助対象品目は、指定野菜、特定野菜、加工・業務用野菜、花き、冬の農業の推進品目とする。 2 省力化型の場合 (1) 作業時間を10パーセント以上短縮させる機械・設備であり、地区における作付面積が、露地栽培はおおむね3ヘクタール、施設栽培はおおむね1ヘクタール以上の産地であること (2) 集約的品目の場合は3年以内に上記の規模に拡大することが見込まれること 3 施設園芸型の場合 (1) 毎年、園芸施設共済事業、損害保険事業等へ加入すること (2) 新たに施設栽培に取り組む場合は、その栽培面積が3アール以上であること (3) 栽培面積が増加すること (4) 既に施設栽培に取り組んでいる場合は、事業実施主体が、産地化と規模拡大に取り組む計画を有する3経営体以上の集団（営農集団）であって、当該集団の施設栽培面積の計が30アール以上であること。ただし、省力化型と同時に施設を導入する場合は、1経営体でも可能とするが、導入後の施設栽培の取組面積が20アール以上であること 4 高温対策型の場合 (1) 生産性が向上するものであること (2) 野菜の場合は出荷量を5パーセント以上、花きの場合は出荷本数を5パーセント以上増加または秀品率を5ポイント以上増加させること				
実施期間	令和6～8年度	担当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ （内線5078、直通017－734－9481）	

目的別	地域を変えるための切り口	その他（麦・大豆の生産性向上）
	生産基盤の整備	その他（簡易な圃場改良、新たな営農技術の導入）
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機 / その他（改良）
実施主体別		市町村 / 任意団体 / 地域農業再生協議会

事業名		麦・大豆生産技術向上事業（国庫・継続） 【麦・大豆生産技術向上事業等】		
アピールポイント		麦・大豆の団地化の推進、生産性向上に向けた新たな営農技術の導入、生産拡大に必要な農業機械等の導入等ができる。		
事業の趣旨	麦・大豆の生産基盤を強化し、安定供給体制の構築を推進するため、国産麦・大豆の団地化の推進や新たな営農技術の導入、生産拡大に向けた機械導入等を支援する。	予算額(千円)		64,100
		内 訳	国	64,100
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 生産性向上の推進（必須） 事業実施主体が実施する団地化等を推進する際に必要な経費について、実際に要した費用を上限額の範囲内で支援する。 《事業実施主体》農業者の組織する団体、地域農業再生協議会 2 新たな営農技術の導入 各地域における麦・大豆生産に係る課題解決に向け、新たな営農技術を導入する取組に対して支援する。 《事業実施主体》1に同じ 3 生産拡大に向けた機械・施設の導入等 麦・大豆の生産拡大や成果目標の達成に必要な機械・施設の導入、リース導入、改良について支援する。 ※上限額：機械等ごとに50万円以上5,000万円未満。ただし、ほ場で利用する農業機械の導入に限り、事業費は機械ごとに50万円以上1億円未満とする。 《事業実施主体》農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、市町村ほか 4 市町村による生産性向上の取組 本事業を実施するために必要な会議・研修会の開催、実需者との意見交換会等に係る経費について支援する。 《事業実施主体》市町村	補助率		標準事業費
		定額		1の上限額 50ha未満 100万円 ～150ha未満 200万円 150ha以上 300万円
		1/2以内		2の上限額 1万円/10a ただし大豆極多収品種 種子生産は 2万円/10a
		1/2以内		4の上限額 2の事業費 の10%以内
		【採択要件】 1 産地と実需が連携した麦・大豆国産化プランが策定されていること。 2 生産拡大・生産性向上につながる成果目標を定めていること。 3 「生産性向上の推進」に必ず取り組むこと。 4 事業実施計画書の内容が実施要領の要件を満たしており、成果目標の達成に直接結びつく内容であること。		
実施期間	令和5～7年度	担 当	農産園芸課 稲作・畑作振興グループ (内線5074、直通017-734-9480)	

目的別	地域を変えるための切り口	その他（施設園芸の燃料価格高騰対策の推進）			
実施主体別		県 / 農協 / 法人 / 任意団体 /			
事業名		施設園芸セーフティネット構築事業（国庫・継続） 【施設園芸等燃料価格高騰対策】			
アピールポイント		燃料価格が一定基準を上回った場合に補てん金を交付する。			
事業の趣旨	燃料価格高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、燃料使用量の省エネルギー化に計画的に取り組む施設園芸の産地において、燃料価格が一定基準を上回った場合に補てん金を交付するセーフティネットの構築を支援する。	予算額(千円)		17,860	
		内訳	国	8,930	
			県	—	
			その他	8,930	
事業の内容等	1 支援内容 燃料価格が一定基準（発動基準価格）を上回った場合に、あらかじめ国と農業者が1：1で積み立てた資金から、その差額に補てん対象の燃料の数量を乗じた補てん金を交付 2 対象燃料 A重油、灯油、LPガス及びLNG 3 対象期間 原則として、11月から翌年4月までの間。ただし、産地の作型等を勘案して、10月から翌年6月までの間を対象期間として選択 4 発動基準価格 （令和7事業年度：令和7年7月～令和8年6月） A重油：94.1円/L、灯油：99.7円/L、 LPガス：124.2円/kg、LNG：70.2円/m³ 5 補てん対象の燃料数量 原則として、当該月の燃料の購入数量の70%とする。ただし、燃料価格が急騰した場合や、当該月の平均気温が平年を下回った場合は、補てん対象の燃料数量は引き上げられる。 《事業実施主体》 県農業再生協議会 《支援対象者》 農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体、農業者の組織する団体	補助率	標準事業費		
		1/2	—		
【採択要件】 1 3年間で燃料使用量を15%以上削減する「省エネルギー等対策推進計画」が策定されていること。 2 野菜、果樹又は花きの施設園芸農家が3戸以上又は農業の常時従業者（原則年間150日以上）が5名以上であること。					
実施期間	令和8～9年度	担当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ （内線5077、直通017-734-9481）		

目的別	地域を変えるための切り口	その他（経営所得安定対策の推進）
実施主体別	県／ 地域農業再生協議会	

事業名		水田活用の直接支払交付金のうち産地交付金（国庫・継続）						
アピールポイント		県や地域が定める「水田収益力強化ビジョン」に基づき、産地づくりに向けた取組を支援する。						
事業の趣旨	地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色ある魅力的な産品の産地化を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、産地づくりに向けた取組を支援する。		予算額(千円)		—			
			内訳	国	—			
				県	—			
				その他	—			
事業の内容等	1 県段階		補助率	標準事業費				
			—	—				
	(単位：円/10a)							
		対象作物等				要 件	単価	
	県設定	飼料用米 (多収品種)				・ 3 年以上の複数年契約 (令和 5 年・令和 6 年からの継続分、令和 7 年からの新規契約) ・ 生産性向上の取組	9,000	
		大豆				・ 作付面積の新規拡大 ・ 主食用米以外の水稻への輪作を実施 (前年大豆作付ほ場の 2 割以上)	9,000	
		子実用とうもろこし				・ 作付面積の新規拡大	9,000	
		WCS用稲				・ 作付面積の新規拡大	9,000	
		新市場開拓用米				・ 生産性向上の取組	9,000	
	国設定	そば、なたね、 新市場開拓用米				・ 作付面積に応じて助成	20,000	
		新市場開拓用米 (複数年契約)				・ 3 年以上の複数年契約 (令和 7 年からの新規契約) ・ コメ新市場開拓等促進事業で採択された者を対象	10,000	
	※多収品種（えみゆたか、ゆたかまる（特認））							
	県設定の単価は予算配分や本県取組実績により変更となる場合がある							
	2 地域段階							
各地域の実情に応じた戦略作物の生産性向上や地域振興作物の取組に助成								

【採択要件】								
対象作物ごとの交付要件の詳細については、各地域農業再生協議会へ問い合わせること。								
実施期間	令和 7 年度		担 当	農産園芸課 企画管理グループ (内線5071、直通017－734－9479)				

目的別	地域を変えるための切り口	その他（新市場開拓用米の推進）
実施主体別	市町村 / 地域農業再生協議会	

事業名		新市場開拓用米新規拡大支援事業（県単・継続）			
アピールポイント		新市場開拓用米（輸出用米）の作付面積を拡大する取組に対して支援する。			
事業の趣旨	需要に応じた主食用米の生産と水田フル活用による農業所得の向上及び競争力の高い水田農業を実現するため、新市場開拓用米の作付面積を拡大する農業者、農業法人及び集落営農組織に対し、地域農業再生協議会が行う助成に要する経費について、市町村が要する経費を支援する。		予算額(千円)		10,000
			内訳	国	—
				県	10,000
				その他	—
事業の内容等	1 補助対象品目 新市場開拓用米（輸出用米） 2 補助対象水田 経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）別紙1の2に定められた水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であること。 3 補助対象面積 令和5年度及び令和6年度のうち交付対象品目の作付面積が大きい方を基準年とし、基準年に対する令和7年度の交付対象品目の作付面積の拡大分（10アール以上）を交付対象面積とする。 ただし、単位はアール（a）単位とし、a未満は切り捨てとする。 《事業実施主体》 市町村 《取組主体》 新市場開拓用米（輸出用米）の作付面積を拡大する農業者、農業法人及び集落営農組織		補助率	標準事業費	
			定額	5,000円/10a以内	
○都道府県連携型助成 国が、本支援と同額の追加的支援を行う「都道府県連携型助成」を申請する予定であり、採択となった場合、本支援と合わせて1万円/10a以内の支援を見込んでいる。 ※今後、国と協議を行うため、要件等が変更となる場合がある					
実施期間	令和7年度		担当	農産園芸課 企画管理グループ （内線5071、直通017-734-9479）	

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 環境保全 / スマート農業
	担い手の育成	新規就農 / 経営改善
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機
	融資制度	融資
実施主体別		法人 / 個人 / 任意団体

事業名		みどり認定制度（県単・継続） 【みどりの食料システム法による環境負荷低減活動事業実施計画の認定制度】			
アピールポイント		環境負荷低減に取り組む農林漁業者の５年間の事業計画を知事が認定することにより、自らの取組をPRできるほか、税制等の優遇措置が受けられる。			
事業の趣旨	みどりの食料システム法に規定する環境負荷低減事業活動実施計画について、「青森県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」及び「青森県環境負荷低減事業活動実施計画認定等要領」に基づき県（各農林水産事務所長）が認定し、各種支援措置を受けることができる。	予算額(千円)		－	
		内訳	国	－	
			県	－	
			その他	－	
事業の内容等	1 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容 （１）土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動 （２）温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動 （３）別途農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動 【具体的な取組例】 ①水耕栽培における化学肥料・化学農薬の使用低減 ②環境負荷低減型飼料の給与 ③養殖業における給餌管理による残餌の流出抑制 ④バイオ炭の農地施用 ⑤生分解性マルチの利用 ⑥プラスチック被覆肥料の代替技術の導入 2 認定のメリット （１）設備投資の際の所得税・法人税の優遇 （２）国庫補助金の採択審査でのポイント加算等の優遇 （３）日本政策金融公庫の農業改良資金等の活用 《申請主体》 個人、法人、同じ品目で同一の取組を行う団体（グループ申請）	補助率	標準事業費		
		－	－		
----- 【採択要件】 1 土壌診断結果を添付すること。					
実施期間	令和５年度～	担当	農産園芸課 環境農業グループ （内線5085、直通017－734－9353）		

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等
	担い手の育成	経営改善
	生産基盤の整備	ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路
	機械・施設の整備	施設導入
実施主体別	市町村 / 農協 / 個人 / 任意団体	

事業名	果樹経営支援対策事業（国庫・継続）		
アピールポイント	果樹の優良品種への改植・新植、改植・新植と同時に実施する小規模園地整備、放任園地発生防止（廃園）等の整備事業及び大苗育苗ほの設置等の推進事業を実施できる。		
事業の趣旨	産地自らが策定した果樹産地構造改革計画の実現に向けて、担い手の経営基盤の強化と産地の競争力を高めるため、次の取組を支援する。 ※国が（公財）中央果実協会を通じて実施する事業であり、補助金、申請書等は県を経由しない。	予算額(千円)	※
		内 訳	国
			県
			その他
事業の内容等	1 整備事業	補助率	標準事業費
	(1) 優良品目・品種への改植・新植	定額	17(15)万円
	ア りんご普通樹、主要落葉果樹	定額	33(32)万円
	イ りんごのわい化栽培、ぶどう（加工用）の垣根栽培、なし等のジョイント栽培	定額	73(71)万円
	ウ りんご超高密植（トールスピンドル）栽培	1/2	※事業費は
	エ りんご超高密植（多収型）栽培（概ね333本以上/10a）	1/2	10a当たり
	オ その他果樹（慣行栽培、省力樹形等）	1/2	※（ ）は新植の額
	(2) 小規模園地整備（全ての果樹）	定額	8万円
	園内道の新設、傾斜の緩和、土層改良、排水路の新設		
	(3) 放任園地の発生防止対策（伐採、植林）		
事業の内容等	ア りんご（わい化含む）		
	イ その他		
	(4) 用水・かん水施設の整備	1/2	
	(5) 防災施設の整備（防霜施設、防風施設の新設）	1/2	
	※（2）、（4）、（5）の取組は、（1）の取組と同時に実施するものであること。		
	2 推進事業		
	(1) 大苗育苗ほの設置	1/2	
	(2) 省力的樹園地への一斉改植支援	定額	56万円/10a
	《支援対象者》		11.2万円/
	果樹産地協議会が策定した産地計画の担い手農業者等		10a×5年間
【採択要件】			
1 事業を実施する地域で、果樹産地構造改革計画が策定されていること。			
2 地域計画の目標地図に位置づけられた者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であること。			
3 受益面積が地続きで概ね2a以上であること。			
4 改植・新植の際には、植栽本数が設定された本数を上回ること。			
5 防災施設の整備には、果樹共済・収入保険に加入又は加入することが確実であること。			
実施期間	令和7～12年度	担 当	りんご果樹課 生産振興グループ (内線5149、直通017-734-9492)

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等
	担い手の育成	経営改善
	生産基盤の整備	ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路
	機械・施設の整備	施設導入
実施主体別		市町村 / 農協 / 個人 / 任意団体

事業名		産地生産基盤パワーアップ事業（園芸作物等の先導的取組支援）(国庫・継続)		
アピールポイント		果樹の園地整備、災害防止施設整備等の整備事業を実施できる。		
事業の趣旨	需要の変化に対応するため、産地計画に位置付けられた担い手となる先導的な農業者を対象として、優良品目・品種への改植・新植、小規模園地整備等の取組を支援する。 ※国が（公財）中央果実協会を通じて実施する事業であり、補助金、申請書等は県を経由しない。	予算額(千円)		※
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 小規模園地整備 園内道の新設、傾斜の緩和、土層改良、用水・かん水施設の整備、排水路の新設、防霜施設、防風施設の新設、高温対策資材の導入 《事業実施主体》 果樹産地協議会が策定した産地計画の担い手農業者等	補助率	標準事業費	
		1/2	—	
【採択要件】 1 事業を実施する地域で、果樹産地構造改革計画が策定されていること。 2 地域計画の目標地図に位置づけられた者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であること。 3 実施面積が1か所当たり以下のとおりであること。 優良品目・品種への改植・新植：地続きでおおむね2a以上 小規模園地整備：地続きでおおむね10a以上 (ただし、土層改良は地続きでおおむね2a以上) 4 改植・新植の際には、植栽本数が設定された本数を上回ること。 5 防災施設を整備するには、果樹共済及び収入保険に加入又は加入することが確実であること。				
実施期間	令和7年度	担当	りんご果樹課 生産振興グループ (内線5149、直通017-734-9492)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等
	担い手の育成	経営改善
	生産基盤の整備	ほ場整備
実施主体別		個人 / 任意団体

事業名		果樹未収益期間支援事業（国庫・継続）			
アピールポイント		果樹経営支援対策事業により、優良な品種・品目へ改植・新植した場合に発生する未収益期間の経営を支援する。			
事業の趣旨	果樹産地構造改革計画の実現に向けて、優良品種・品目への改植等を促進するため、植栽後発生する未収益期間（4年間を想定）について、事業実施者の経営負担とならないよう支援を行う。 ※国が（公財）中央果実協会を通じて実施している事業であり、補助金、申請書等は県を経由しない。	予算額(千円)		※	
		内訳	国	－	
			県	－	
			その他	－	
事業の内容等	1 対象となる改植等について （１）果樹経営支援対策事業及び産地生産基盤パワーアップ事業の「園芸作物等の先導的取組支援」を活用した改植、新植が対象 （２）改植・新植実施年の翌年から成園化までの４年分の管理経費の1/2相当額（5.5万円/10a/年）を定額で初年度に一括交付 《支援対象者》 果樹産地構造改革計画に位置付けられた担い手等	補助率	標準事業費		
		定額	22万円/10a 〔5.5万円/10a×4年間〕		

【採択要件】 事業を実施する地域で、果樹産地構造改革計画が策定されていること。					
実施期間	令和７～12年度	担 当	りんご果樹課 生産振興グループ （内線5149、直通017－734－9492）		

目的別	地域を変えるための切り口 機械・施設の整備	体制整備等 施設導入 / 機械購入 / リース
実施主体別	農協 / 法人 / 個人 / 任意団体	

事業名	産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）〔果樹〕（国庫・継続）			
アピールポイント	果樹の共同利用施設及び農業機械等が導入できる。			
事業の趣旨	農業の国際力強化を目的に、地域一体となって生産・出荷コストの低減、販売額の向上などに計画的に取り組む産地に対し、必要な農業機械の導入及びリース導入や集出荷施設の整備等を総合的に支援する。	予算額(千円)		0
		内訳	国	0
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 生産支援事業 農業機械等の導入やリース導入、生産資材の導入等 2 整備事業 集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設等 《事業実施主体》 農業者、農業者の組織する団体、民間業者等	補助率	標準事業費	
		1/2	—	
【採択要件】 1 県が設定する基準を満たしていること。 2 整備事業に当っては、施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること（費用対効果において投資効率が1以上となること）。また、施設の規模に即した稼働期間と処理量等を確保することが確実と見込まれること。 3 農業機械等の導入にあっては、本体価格が50万円以上に限る。 4 事業実施地区の作付面積がおおむね50ha以上（中山間地域等は10ha以上）であること。 等 【令和7年度実施予定】 なし				
実施期間	令和2年度～	担 当	【生産支援事業】 りんご果樹課 生産振興グループ （内線5149、直通017－734－9492） 【整備事業】 農林水産政策課 農業所得向上支援グループ （内線3232、直通017－734－9474）	

目的別	地域を変えるための切り口 機械・施設の整備	その他（苗木・支柱・樹棚・雨よけハウス） 施設導入 / 機械購入
実施主体別	農協 / 個人 / 任意団体	

事業名		特産果樹産地育成・ブランド確立事業（県単・継続）			
アピールポイント		特産果樹の産地基盤の整備、生産高度化施設、集出荷機械等の整備ができる。			
事業の趣旨	特産果樹の生産振興を図るため、優良品種の導入、生産性向上施設及び品質向上施設の整備による高品質果実生産を支援するのに要する経費を補助し、産地の生産体制の強化を図る。		予算額(千円)		6,205
			内訳	国	－
				県	6,205
				その他	－
事業の内容等	1 特産果樹導入型（新植に限る） （1）生産基盤の整備 苗木、支柱、樹棚の購入 2 特産果樹生産性向上型 （1）生産高度化施設の整備 雨よけハウス （2）集出荷機械施設の整備 簡易選果機 3 特産果樹品質向上型 （1）品質向上施設の整備 ア 低コスト簡易型ハウス イ 被覆資材巻上機（おうとう雨よけハウスへの後付けに限る） ウ 循環扇 《事業実施主体》 農業協同組合、営農集団、認定農業者、認定新規就農者等		補助率	標準事業費	
			1/4	－	
			1/3		
			1/3		
【採択要件】 1 受益戸数：営農集団の場合は3戸以上であること。 2 受益面積：生産基盤の整備は1戸当たり10a以上であること。 生産高度化施設の整備は1戸当たり10a以上（認定農業者、認定新規就農者を除く）であること。 集出荷機械の整備は1台当たり1ha以上（認定農業者、認定新規就農者を除く）であること。 品質向上施設の整備は1戸当たり10a以上（認定農業者、認定新規就農者を除く）であること。 【令和7年度実施計画等】 弘前市、平川市、つがる市、八戸市、鶴田町					
実施期間	令和3～7年度		担当	りんご果樹課 生産振興グループ (内線5149、直通017-734-9492)	

目 別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 環境保全
	担い手の育成	その他
	生産基盤の整備	その他（病害虫対策）
実施主体別		農協 / 任意団体

事業名		りんごのモモシンクイガ特別防除対策事業（県単・新規） 【りんごモモシンクイガ特別防除対策事業費補助金】		
アピールポイント		病害虫の薬剤抵抗性発達や選択可能な農薬の減少、高温年におけるシンクイムシ類の被害防止に対応するため、りんご病害虫防除暦の基準薬剤に採用されている交信攪乱剤について、普及定着を支援する。		
事業の趣旨	令和7年産りんごでのモモシンクイガ被害を防止するため、発生抑制に有効な交信攪乱剤による産地一丸となった防除に対し、緊急的に支援を行う。 ※（公社）青森県青果物価格安定基金協会を通じて実施する間接補助事業であり、事業申請先は取組主体（農協）となっている。	予算額（千円）		275,000
		内訳	国	—
			県	275,000
			その他	—
事業の内容等	1 交信攪乱剤による防除への支援 （1）事業内容 令和7年産りんごのモモシンクイガ被害を防止するため、県内農協が適合防除者に対し、交信攪乱剤（コンフューザーRに限る）の購入経費を補助するのに要する経費を、事業実施主体が補助するのに要する経費について、令和7年度予算の範囲内において、事業実施主体に対し補助する。 （2）補助対象経費 取組主体が適合防除者に対して令和7年産りんごの防除に使用する交信攪乱剤の販売価格の2分の1以上の額を補助する事業に要する経費を基金協会が補助するのに要する経費。 （3）事業実施主体 公益社団法人青森県青果物価格安定基金協会 （4）取組主体 県内の農業協同組合 （5）適合防除者の要件 採択要件のとおり	補助率	標準事業費	
		購入経費の1/2以内（税抜）	10a当たりの交信攪乱剤の使用量（100～120本）	
【採択要件】 1 県内のりんご園地とその周辺のモモシンクイガ寄生果実栽培園地で実施される交信攪乱剤を用いた防除である。 2 3戸以上の生産者がまとまって地域ぐるみで取り組むものであるか、又は大規模生産法人など知事により適合していると認められる。 3 防除する地域内にモモシンクイガ発生源（放任園、管理粗放園）がある。 4 地域内において交信攪乱剤を令和7年から3年以上継続して設置する意向が確認されている。				
実施期間	令和7年度	担 当	りんご果樹課 生産振興グループ （内線5147、直通017－734－9492）	

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成	体制整備等 / 地域の活性化 新規就農 / 研修・訓練 / 労働力確保等 / 経営改善
実施主体別	県 / 農協	

事業名		持続可能な酪農経営基盤強化対策事業（県単・継続）			
アピールポイント		酪農の経営基盤を強化するため、新たな経営改善モデルの作成・指導や、将来の酪農経営を支える高能力な乳用後継牛の生産支援を行う。 また、畜産経営基盤の経営継承や、将来の畜産人財に対する畜産現場の体験機会の提供を行う。			
事業の趣旨	本県の酪農経営は配合飼料価格の高騰が経営を圧迫していることから、配合飼料から自給飼料への置き換えを促すほか、高能力な乳用後継牛の生産を支援する。 また、畜産は経営を開始するための初期投資が高額で新規参入のハードルが高いことから、第3者継承を支援するほか、将来の畜産人財に対して畜産現場を体験する機会を提供し、担い手確保を図る。		予算額(千円)		17,270
			内 国 県 その他	国	
				県	17,270
				その他	－
事業の内容等	1 飼養管理技術の向上 （1）飼養管理方法の見直しを進めるため、経営改善モデルを活用した巡回指導を実施 （2）経営改善に向けた飼養管理技術研修会の開催 （3）農協や県職員を対象とした指導力強化研修会の開催 2 高能力な乳用後継牛の生産 高能力な牛群を早期に整備するため、ゲノミック解析、性選別精液を活用した後継牛の生産へ支援する。 【補助率1/2以内、上限額 5,000円/頭又は本】 3 新規就農の促進 （1）新規就農希望者の掘り起こしとマッチング （2）小中学生や高校生などの将来の畜産人財に対する体験機会の提供		補助率	標準事業費	
			2 1 / 2 以内	上限額 5,000円	
実施期間	令和6～8年度	担 当	畜産課 経営支援グループ （内線4815、直通017－734－9496）		

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産／地域の活性化
	担い手の育成	経営改善／その他（IT化）
	農地の利用集積	農地売買・貸借／規模拡大・集団化
	生産基盤の整備	その他（飼料基盤整備）
	機械・施設の整備	施設導入／機械購入
実施主体別		その他（公益社団法人あおもり農業支援センター）

事業名		草地畜産基盤整備事業（国庫・継続） 【農山漁村地域整備交付金】				
アピールポイント		飼料基盤に立脚した酪農、肉用牛経営に係る担い手の育成を図るため、草地の造成整備や畜舎等の施設整備を支援する。				
事業の趣旨	畜産物の安定生産を図るため、担い手への土地利用集積の推進による規模拡大や地域内の土地資源を飼料基盤として活用することにより、畜産主産地の形成と地域経済の活性化に資する。			予算額（千円）		183,597
				内訳	国	135,000
					県	48,597
					その他	—
事業の内容等	1 事業内容 事業参加者から委託を受けて行う牧場施設の建設整備 (1) 基本施設整備 草地造成改良、草地整備改良、給水施設整備等 (2) 農業用施設整備 隔障物整備、家畜保護施設整備、飼料調製貯蔵施設整備、家畜排せつ物処理施設整備等 (3) 農機具等導入 《事業実施主体》 公益社団法人あおもり農業支援センター			補助率	標準事業費	
				(1)、(2) 国 50% 県 15% (3) 国 50% 県 7.5%	—	
【採択要件】 1 草地整備型（公共牧場整備事業） (1) 活性化計画により、畜産主産地育成の取組等が明らかであること。 (2) 公共牧場の既存草地面積が 100ha（中山間地域は 50ha）以上であること。 (3) 公共牧場を建設した事業の完成年度から起算して 5 年以上経過していること。 (4) 事業完了後の受益面積が 60ha（中山間地域は 30ha）以上であること。 2 畜産担い手総合整備型（再編整備事業） (1) 活性化計画により、畜産主産地育成の取組等が明らかであること。 (2) 事業参加者が 10 人（中山間地域については 5 人）以上であること。 (3) 家畜飼養頭数（豚換算）が 2,000 頭（中山間地域は 1,000 頭）以上であること。 (4) 担い手に係る畜産物生産が 2 分の 1 以上であること。 (5) 受益草地等の面積が 30ha（中山間地域は 15ha）以上であること。 【令和 7 年度実施計画等】 むつ・東通地区（むつ市・東通村）、八森地区（六ヶ所村）						
実施期間	昭和 59～令和 9 年度	担 当	畜産課 飼料環境グループ (内線 4823、直通 017-734-9497)			

目的別	地域を変えるための切り口 生産基盤の整備	体制整備等 / 地域の活性化 その他（繁殖基盤強化）
実施主体別	農協	

事業名	子牛市場活性化ゲノミック評価導入促進事業（県単・新規）		
アピールポイント	肉用牛繁殖経営の生産基盤を強化するため、将来の子牛生産を支える高能力な繁殖雌牛の県内定着の促進に向けた支援を実施する。		
事業の趣旨	本県の肉用牛繁殖経営は、配合飼料価格の高騰などによる生産コストの増加に加え、牛肉消費の低迷を背景に子牛価格が下落し、経営が悪化していることから、販売価格の向上に向けた市場評価の高い子牛生産を後押しする。	予算額(千円)	23,595
		内 国	—
		県	23,595
		その他	—
事業の内容等	1 ゲノミック評価による優秀な子牛生産 (1) 雌子牛に対するゲノミック評価補助 《事業実施主体》農業協同組合等 2 高評価雌子牛の市場取引の定着、保留の促進 (1) 子牛市場におけるゲノミック評価結果の公表に向けた体制整備 (2) 高評価雌子牛の導入奨励金 《事業実施主体》農業協同組合等	補助率	標準事業費
		1 (1) 10/10	—
		2 (2) 定額	20 万円以内 / 1 頭当たり
実施期間	令和7年度～8年度	担 当	畜産課 経営支援グループ (内線4816、直通017-734-9496)

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成	体制整備等 その他（担い手への支援）
実施主体別	地域協議会	

事業名		多面的機能支払交付金（国庫・継続）																							
アピールポイント		集落コミュニティの共同管理等により、農地が農地として維持され、将来にわたって多面的機能が十分に発揮されることを確保するとともに、規模拡大に取り組む担い手の負担を軽減し、構造改革を後押しする。																							
事業の趣旨	近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じる状況にあり、また、水路、農道等の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることも懸念される状況にあるため、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押しするため、地域活動に対して支援を行う。			予算額(千円)		2,072,785																			
				内訳	国	1,036,391																			
					県	518,197																			
					その他	518,197																			
事業の内容等	1 農地維持支払 （１）対象者 農業者のみで構成される活動組織又は農業者及びその他の者で構成される活動組織 （２）支援対象 農地法面の草刈り、水路泥上げ、農道の砂利補充等の基礎的保全活動 等 2 資源向上支払 （１）対象者 地域住民を含む活動組織 （２）支援対象 ・水路、農道、ため池の軽微な補修 ・植栽による景観形成、ビオトープづくり ・施設の長寿命化のための活動 等 3 交付単価 (単位：円/10a) <table border="1"><thead><tr><th>地目</th><th>①農地維持支払</th><th>②資源向上支払（共同活動）</th><th>③資源向上支払（長寿命化）</th><th>①、②及び③に取り組む場合</th></tr></thead><tbody><tr><td>田</td><td>3,000</td><td>2,400</td><td>4,400</td><td>9,200</td></tr><tr><td>畑</td><td>2,000</td><td>1,440</td><td>2,000</td><td>5,080</td></tr><tr><td>草地</td><td>250</td><td>240</td><td>400</td><td>830</td></tr></tbody></table>			地目	①農地維持支払	②資源向上支払（共同活動）	③資源向上支払（長寿命化）	①、②及び③に取り組む場合	田	3,000	2,400	4,400	9,200	畑	2,000	1,440	2,000	5,080	草地	250	240	400	830	補助率	標準事業費
				地目	①農地維持支払	②資源向上支払（共同活動）	③資源向上支払（長寿命化）	①、②及び③に取り組む場合																	
				田	3,000	2,400	4,400	9,200																	
				畑	2,000	1,440	2,000	5,080																	
草地	250	240	400	830																					
国 1/2	—																								
県 1/4																									
市町村 1/4																									
【採択要件】 1 資源向上支払の対象農用地は、農振農用地区域であること。 2 農地維持支払の対象農用地は、上記以外に地方公共団体が多面的機能の維持の観点から必要と認める農用地も対象。 【令和7年度実施計画等】 交付対象農用地面積：44,310ha																									
実施期間	平成26年度～		担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4884、直通017-734-9554)																					

目的別	地域を変えるための切り口 農地の利用集積 生産基盤の整備	調査等 / 中山間地域振興 遊休農地対策 ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路 / その他（農道）
実施主体別	県	

事業名		中山間地域総合整備事業（国庫・継続） 【農山漁村地域整備交付金、中山間地域農業農村総合整備事業】		
アピールポイント		立地条件の悪い中山間地域において、多様なメニューに取り組むことができ、総合的に整備を行うことができる。		
事業の趣旨	過疎化や高齢化が進行している中山間地域において、立地条件に沿った農業生産基盤の整備や生産・販売施設等と定住を促進するための生活環境基盤の整備を総合的に実施し、農業・農村の活性化や新たな就業機会の創出などを図るとともに、国土・環境の保全等に資する。	予算額(千円)		948, 106
		内訳	国	521, 458
			県	307, 183
			その他	119, 465
事業の内容等	1 農業生産基盤整備事業 （1）農業用排水施設整備 （2）農道整備 （3）ほ場整備 （4）農用地開発 （5）農地防災 （6）客土 （7）暗きょ排水 （8）農用地の改良又は保全 （9）土地基盤の再編・整序化 （10）埋蔵文化財調査 2 農村振興環境整備事業 （1）農業集落道整備 （2）営農飲雑用水施設整備 （3）農業集落防災安全施設整備 （4）用地整備 （5）生産・販売・交流・農泊等施設整備 （6）情報基盤施設整備 （7）農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備 （8）農村資源利活用推進施設整備 （9）交換分合 《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		国 55. 0% 県 32. 0% ～ 27. 5%	—	

【採択要件】 1 過疎法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村法による指定を受けた市町村またはこれに準ずる市町村において、農業生産基盤整備事業を実施する地域では、 ・農用地の主傾斜がおおむね1／1 0 0以上の面積が50%以上を占める地域 ・林野率が50%以上を占める地域 であること。 2 棚田地域振興法に基づき指定された指定棚田地域を含む市町村であること。 【令和7年度実施計画等】 1 実施地区数：8地区 2 関係市町村：三戸町他9町村				
実施期間	平成2年度～	担 当	農村整備課 農村環境整備グループ (内線4889、直通017－734－9555)	

目的別	地域を変えるための切り口 農地の利用集積	調査等 / 中山間地域振興 遊休農地対策
実施主体別	県	

事業名		中山間ふるさと水と土保全対策事業（その他・継続）		
アピールポイント		基金の運用益等を活用し、人材育成、施設や農地の利活用等の住民活動の活性化が図られる。		
事業の趣旨	土地改良施設や農地の有する多面的機能の良好な発揮と、それらの施設を通じて行われる地域住民活動の活性化を図るため、活動を推進・支援する。	予算額(千円)		10,732
		内訳	国	—
			県	10,732
			その他	—
事業の内容等	1 調査研究事業 地域住民が行う土地改良施設や農地の機能強化及び保全活動に関する基本的対策の作成及びこれに要する調査 2 研修事業 地域住民活動をリードする指導者を育成するための研修会への派遣等 3 推進事業 (1) 地域住民が行う保全活動等への支援 (2) 地域の未来を担う子供たちに、農村環境や農業用施設を保全することの重要性を学ばせるための体験学習会を支援 (3) 地域が行う清掃キャンペーン等への支援 (4) 地域住民が行う土地改良施設の維持・保全活動への支援 《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		—	—	
【採択要件】 以下のいずれかに該当する市町村における活動で、支援を受ける活動が地域住民活動の活性化に関する推進指導及び助言等を行う人材が指導するものであること。 ①過疎法、山村振興法、半島振興法、又は特定農山村法の指定地域を含む市町村 ②市町村基金を設置している市町村 ※①又は②に該当する場合に、事業対象となる。 (藤崎町、おいらせ町、階上町を除く全市町村) 【令和7年度実施計画】 1 調査研究事業：なし 2 研修事業：全国研修会への派遣、県内研修会の開催等 3 推進事業：支援予定地区数29団体、運営委員会の開催、関係誌の購入配付、県主体啓発普及事業の実施等				
実施期間	平成5年度～	担 当	農村整備課 農村環境整備グループ (内線4888、直通017-734-9555)	

目的別	地域を変えるための切り口 農地の利用集積	中山間地域振興／環境保全 遊休農地対策
実施主体別	県	

事業名		中山間ふるさと水と土保全推進事業（その他・継続）		
アピールポイント		基金の運用益等を活用し、都市住民・ボランティアと連携した住民活動により棚田の保全が図られる。		
事業の趣旨	従来の中山間地域対策では対応しきれない急傾斜地水田等（いわゆる棚田地域等）を対象に、農業生産機能や環境保全機能の維持を図るための保全活動等を支援する。	予算額(千円)		1,327
		内訳	国	—
			県	1,327
			その他	—
事業の内容等	1 保全ネットワーク推進事業 棚田の保全利活用に対する県民の理解の醸成、棚田地域での農作業体験、保全活動に関心のある都市住民の登録派遣、情報提供 2 保全活動推進事業 保全利活用活動計画策定、指導者育成研修、地域住民に対する啓発普及等 3 保全活動支援事業 住民組織が行う保全活動に要した経費等の助成 《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		—	—	
【採択要件】 当該地域の全農地面積の1/2以上を主傾斜1/20以上の農地面積が占める地域 【令和7年度実施計画】 1 保全ネットワーク推進事業：棚田サミット参加、各種広報媒体制作 2 保全活動推進事業：普及・啓発誌の購入配付等、体験学習会開催 3 保全活動支援事業：なし				
実施期間	平成11年度～	担当	農村整備課 農村環境整備グループ (内線4888、直通017-734-9555)	

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成	中山間地域振興 集落営農
実施主体別	市町村	

事業名		中山間地域等直接支払交付金（国庫・継続）			
アピールポイント		中山間地域等における農業生産活動や多面的機能の維持活動に対し交付金を交付する。			
事業の趣旨	中山間地域等の農用地において、耕作放棄地の発生防止や、多面的機能を確保し、適切な農業生産活動等が継続して行われるよう農業者等に直接支払を行う。	予算額(千円)		849,993	
		内訳	国	400,485	
			県	224,754	
			その他	224,754	
事業の内容等	1 対象行為 集落協定又は個別協定に基づき5年間以上継続される農業生産活動及び多面的機能の維持につながる活動等		補助率	標準事業費	
	2 対象者 農業生産活動等を行う農業者等（第三セクター、生産組織等を含む）		国 1/3 1/2 県 1/3 1/4	—	
	3 交付単価 地目及び傾斜等に基づく単価（下記のとおり） ○地目別傾斜別交付単価（体制整備単価）				
	地目	区分			10a 当たり単価（円）
	水田	1/20以上			21,000
		1/100以上1/20未満			8,000
	畑	15度以上			11,500
		8度以上15度未満			3,500
	草地	草地率70%以上			1,500
		15度以上			10,500
		8度以上15度未満			3,000
	採草放牧地	15度以上			1,000
		8度以上15度未満			300
	※1 その他加算措置（棚田地域振興活動加算、超急傾斜農地保全管理加算、ネットワーク化加算、スマート農業加算、集落機能強化加算の経過措置）あり。ただし、それぞれ別途要件あり。				
	※2 最低限活動（耕作放棄防止及び水路等の管理、多面的機能増進ほか）の場合は、上記単価の8割単価（基礎単価）とする。				

【採択要件】					
1 対象地域：特定農山村法等の地域振興9法の指定地域及び知事特認地域					
2 対象農用地（農振農用地区域）					
(1) 急傾斜地（田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上）					
(2) 小区画・不整形水田					
(3) 草地率の高い地域の草地（市町村の草地率70%以上）					
(4) 市町村長の判断により対象となる農地（緩傾斜地（田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満）、高齢化率・耕作放棄地率の高い農地					
(5) 地域の実態に応じた地域指定（特認）					
【令和7年度実施計画】					
交付対象市町村（R7年3月現在）：26市町村					
交付対象農用地面積（R7見込）：8,832ha					
実施期間	令和7～11年度	担当	農村整備課 農村環境整備グループ （内線4888、直通017-734-9555）		

目的別	地域を変えるための切り口 生産基盤の整備	環境保全 / その他（生活環境） ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路 / その他（農道）
実施主体別	県 / 市町村	

事業名		集落基盤整備事業（国庫・継続） 【農山漁村地域整備交付金】		
アピールポイント		地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ豊かで住み良い農村となるよう、農業生産基盤の整備と、交通、情報通信等の生活環境整備を総合的に推進することができる。		
事業の趣旨	地域が設定する個性ある農村振興の目標の達成が図られるよう、地域住民の参加の下、関係省庁との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施する。	予算額(千円)		—
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 農業生産基盤整備事業 （１）農業用排水施設整備 （２）農道整備 （３）ほ場整備 （４）農用地開発 （５）農地防災 （６）客土 （７）暗きょ排水 （８）農用地の改良又は保全 2 農村生活環境整備事業 （１）農業集落道整備 （２）営農飲雑用水施設整備 （３）農業集落排水施設整備 （４）農業集落防災安全施設整備 （５）用地整備 （６）活性化施設整備 （７）地域農業活動拠点施設整備 （８）集落環境管理施設整備 （９）交流施設基盤整備 （１０）情報基盤施設整備 （１１）市民農園等整備 （１２）生態系保全施設等整備 （１３）地域資源利活用施設整備 （１４）施設補強整備 （１５）施設環境整備 （１６）歴史的土壌改良施設保全整備 （１７）施設集約整備 （１８）交換分合 （１９）集落土地基盤整備 《事業実施主体》 県、市町村	補助率	標準事業費	
		県営 国 50% 県 25%	—	
【採択要件】 農村振興基本計画又はこれに準ずる計画が作成されている地区であること。 【令和7年度実施計画等】 ※実施地区なし				
実施期間	平成13年度～	担当	農村整備課 農村環境整備グループ (内線4889、直通017-734-9555)	

目的別	地域を変えるための切り口	環境保全 / その他（生活環境）
実施主体別	市町村	

事業名	農業集落排水事業（国庫・県単・継続） 【農山漁村地域整備交付金、農村整備事業】			
アピールポイント	水路に流れ込む農村の生活排水を浄化処理することにより、きれいな水を安定的に供給できる。			
事業の趣旨	農業用排水の水質保全及び農村生活環境の改善を図るため、農村集落におけるし尿と生活雑排水を処理する施設の整備を行う。	予算額(千円)		199,133
		内訳	国	98,650
			県	1,833
			その他	98,650
事業の内容等	1 処理施設及び管路施設の整備 2 雨水排水路の整備 3 汚泥の処理施設の整備 《事業実施主体》 市町村 ※補助率の欄の県（4.5、3.5、2.5）％は、農業集落排水促進事業で助成	補助率	標準事業費	
		団体営 国 50% 県 4.5% ※H22まで採択地区 県 3.5% ※H23以降採択地区 県 2.5% ※H26以降採択地区	—	
【採択要件】 1 整備対象集落：農業振興地域内の農業集落であること。 2 受益戸数：おおむね20戸以上であること。 3 事業規模：処理対象人口がおおむね1,000人程度であること。 4 対象汚水等：し尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設等であること。 5 処理水質：BOD 20mg／ℓ以下、SS 50mg／ℓ以下を原則 【令和7年度実施計画等】 1 実施地区数：4地区 2 関係市町村：青森市、弘前市、五所川原市、平内町				
実施期間	昭和58年度～	担当	農村整備課 農村環境整備グループ (内線4888、直通017-734-9555)	

目 的 別	地域を変えるための切り口 担い手の育成	体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 研修・訓練 / 労働力確保等
実施主体別	県	

事業名	持続可能な中部上北スタイル水田農業推進事業（県単・継続）			
アピールポイント	七戸町、東北町では場整備事業を進めている「土場川地区」において高収益作物の導入拡大を図るため、研究会の開催や野菜作付け実証、スマート農業技術の研修会等により、水田農業の確立を目指す。			
事業の趣旨	水稲、野菜、畜産などの複合経営が盛んな中部上北地域（七戸町、東北町）の土場川地区では、区画拡大や排水対策を実施した水田において、米価下落の影響を受けにくい高収益作物の導入が計画されているが、現在思うように進んでいない。 このことから、高収益作物の導入拡大を進めていくため、地域の担い手農家や関係機関による研究会により、排水対策が整備された水田で作付けが可能な作物を見極めていくとともに、スマート農業技術の導入による労働力不足の解消や、泥炭性土壌で従来の工法が効かない超軟弱水田に対する改良工法を構築するなど、推進体制の整備を進め、持続可能な中部上北スタイルの水田農業の確立を目指す。	予算額(千円)		1,257
		内訳	国	－
			県	1,257
			その他	－
事業の内容等	1 推進体制の整備 （１）中部上北地域水田農業研究会の開催 水田農業の高度化に向けた検討会 2 排水対策を講じた水田への野菜作付け実証 （１）野菜作付けの実証 実証ほによるにんにく及びたまねぎ作付け実証 3 スマート農業の導入等支援 （１）研修会の開催 先進技術の紹介等 （２）土場川地区への用水管理システムの導入 自動水位調整ゲートの試験設置及び効果検証 4 超軟弱地盤対策の検討 （１）実証ほによる試験施工の実施 試験施工結果の考察、リーフレット作成・配布 《事業実施主体》 県（上北農林水産事務所）	補助率	標準事業費	
		－	－	
実施期間	令和５～７年度	担 当	上北農林水産事務所 農道ほ場整備課、農業普及振興室 （直通0176-23-5318、0176-23-4281）	

目的別	地域を変えるための切り口 6次産業化の推進 担い手の育成	体制整備等 / 地域の活性化 加工・販売促進 その他（販路開拓・拡大）
実施主体別	個人 / 任意団体 / 農協 / 中小企業 等	

事業名		輸出市場販路開拓・拡大支援事業（県単・継続）		
アピールポイント		海外での市場開拓、販路拡大を目指す県内企業の取組を支援する。		
事業の趣旨	県内中小企業等の海外への輸出を促進することにより、 県内中小企業等の活性化を図る。	予算額(千円)		5,000
		内訳	国	—
			県	5,000
			その他	—
事業の内容等	1 事業メニュー (1) 海外見本市・商談会への出展事業 ブース借上げ・装飾費、通訳代、渡航費（1名のみ）、 輸送費、機器レンタル代、光熱水費、メール翻訳代（商談後2回以内）、代理人費用（主催者・搬入業者との調整、物品管理、商談実施など） (2) 外国語版ホームページ、パンフレット及び商品PR映像作成事業 ホームページ作成費、企画・デザイン料、翻訳代、印刷費、撮影費、編集費 (3) 海外向け商品パッケージデザイン作成事業 パッケージ作成費、企画・デザイン料、翻訳代、印刷費 (4) 国際規格・基準及び海外知的財産権の申請事業 申請・出願手数料、代理人費用、翻訳代、先行調査費 (5) 海外向けインターネットショップ出店事業 インターネットショップ出店に係る初期登録費用及び月額出店料（3か月以内） 《事業実施主体》 中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる者であって、県内に本社・事業所を有するもの 等	補助率	標準事業費	
		1/2	500千円	
【採択要件】 1 (1) 及び (5) については、別途要件あり。 2 (2) ～ (5) について補助を受ける場合は、令和7年度中に海外見本市・商談会に出展予定又は過去3年度以内に出展したことがあること。				
実施期間	平成26～令和8年度	担 当	県産品販売・輸出促進課 経済交流グループ (内線4941、直通017-734-9730)	

目的別	6次産業化の推進 担い手の育成 融資制度	加工・販売促進 経営改善 融資
実施主体別	農協等融資機関	

事業名		農業経営改善促進資金（スーパー S 資金）（国庫・継続）		
アピールポイント		認定農業者が農業経営改善計画を達成するために必要な短期運転資金を借りやすく返しやすい方式（極度額方式）及び低利で貸付けする。		
事業の趣旨	認定農業者が、農業経営改善計画を達成し、効率的・安定的な経営体となるために必要な短期運転資金を低利で貸付けする。	貸付枠 (千円)		113, 070
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 貸付対象事業 （1）種苗・肥料・飼料・農薬代・労賃 （2）中小家畜購入費 （3）小農機具・施設修繕費 （4）地代・機械等のリース料等 2 貸付対象者 認定農業者 3 貸付利率 1. 6 5 % ※R7. 3. 19現在 4 償還期間 1 年以内（極度額方式・借入、返済随時） 5 極 度 額 （1）個人 500万円（畜産・施設園芸2, 000万円） （2）法人 2, 000万円（畜産・施設園芸8, 000万円）	補助率	標準事業費	
		—	—	
----- 【採択要件】 認定農業者で、経営改善資金計画を市町村推進会議に認定された者であること。				
実施期間	平成 6 年度～	担 当	団体経営改善課 農林業団体金融グループ （内線4794、直通017－734－9478）	

目的別	6次産業化の推進 担い手の育成	加工・販売促進 新規就農 / 労働力確保等 / 経営改善 / 法人化
実施主体別	県 / 農業法人	

事業名	農業経営・就農支援体制整備推進事業（国庫・継続） 【農業経営・就農サポート推進事業】		
アピールポイント	農業経営の法人化、円滑な経営承継、新規就農者の定着促進等の多様な経営課題について、中小企業診断士や税理士、社会保険労務士、農業経営士等の登録専門家から無料でアドバイスを受けられる。		
事業の趣旨	関係機関と連携して農業経営及び就農等希望に関する相談・支援体制を整備し、農業者及び就農等希望者に対する経営相談・診断、課題に応じた専門家派遣・巡回指導その他の個別支援を行い、農業経営の法人化、農業経営の確立・発展、経営資源の確実な次世代への継承ほか、新規就農及び新規就農者の早期定着・促進を図る。	予算額(千円)	11,785
		内 訳	国 11,692
			県 93
			その他 —
事業の内容等	1 実施体制の整備（農業経営・就農支援センターの設置） 相談窓口の設置、センター運営会議・経営戦略会議の開催、 経営・就農専属スタッフの配置、専門家の登録等 2 経営サポート活動【農林水産政策課担当業務】 （1）センター運営会議において、重点支援対象者を決定し、 経営専属スタッフによる経営診断後、経営戦略会議で農業者毎の経営戦略（伴走型支援計画等）を策定 （2）専門家等から構成される支援チームを編成し、伴走型支援を実施 （3）相談カルテの作成により、関係機関と情報を共有 （4）経営相談会、経営セミナー等の実施 3 就農サポート活動【構造政策課担当業務】 （1）就農希望者や参入希望者等からの相談対応 （2）就農に関する情報提供等 （3）相談カルテの作成により、関係機関と情報を共有 4 農業を担う者の確保・育成プロジェクト活動 重点支援対象者の掘り起こし、人材確保推進活動（就農希望者等へのPR・情報提供）、研修会・相談会の開催等	補助率	標準事業費
		【採択要件】 1 管轄の農業普及振興室に重点支援対象者となる旨の同意書を提出すること。 2 重点支援対象者は経営診断に必要な直近3か年分の確定申告書（損益計算書、貸借対照表など）の写しを提出すること。 3 新規就農者等の3か年分の確定申告書がない者は、就農計画や技術習得状況、資金準備状況等を確認することで経営診断とする。	
実施期間	令和6～8年度	担 当	構造政策課 担い手育成グループ （内線5059、直通017-734-9463） 農林水産政策課 所得向上支援グループ （内線3232、直通017-734-9474）

目 的 別	6次産業化の推進 担い手の育成	地産地消 新規就農
実施主体別	その他（りんご加工事業者）	

事業名		企業の農業参入推進事業費（りんご加工業者支援）（県単・新規）		
アピールポイント		加工事業者が新たに本県農業へ参入し、りんご生産を行うのに要する経費の一部を支援する。		
事業の趣旨	りんご生産の担い手確保対策の一環として、青森県産りんごを原料として取り扱う加工事業者が本県農業へ参入し、りんご生産を行うのに要する経費の一部を支援する。	予算額(千円)		1,800
		内訳	国	－
			県	1,800
			その他	－
事業の内容等	1 りんご加工事業者の農業参入支援 （１）事業内容 県内りんご加工事業者が新たに加工原料りんごの生産に取り組む場合の生産に要する経費の一部を補助する。 （２）補助対象経費 りんご生産を行うのに要する経費 （種苗費、肥料費、農薬費、委託費、人件費） （３）事業実施主体 県内園地で新たに加工原料りんごの生産に取り組む、県内に本社又は営業拠点があるりんご加工事業者（子会社、関連会社等含む） （４）採択要件 下記のとおり	補助率	標準事業費	
		1/3以内	12万円/10a ただし、1事業者当たり上限60万円	
【採択要件】 1 事業実施主体が所有又は賃借により生産に取り組むこと。 2 令和7年に収穫が見込める園地で事業を実施すること。				
実施期間	令和7～10年度	担 当	りんご果樹課 流通加工グループ （内線5151、直通017－734－9491）	

目的別	6次産業化の推進 機械・施設の整備	加工・販売促進 施設の新築・増築 又は改修／ 機械購入／
実施主体別	法人・地方公共団体	

事業名		食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業（国庫・継続） 【農林水産物・食品輸出促進対策整備交付金のうち食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業】		
アピールポイント		食品製造事業者等が、農林水産物・食品を輸出するにあたって、輸出先国の規制に対応した施設・機器の整備及び体制整備に必要な経費を支援する。		
事業の趣旨	農林水産物・食品の輸出にあたっては、輸出先国が食品衛生、動植物検疫など様々な観点から輸入規制や条件を設定しているため、輸出先国の規制（食品衛生、添加物、動植物又は畜産物の検疫その他の事項についての基準・条件等、ISO（国際標準化機構）、GFSI（世界食品安全イニシアティブ）承認規格、有機JAS、ハラール・コーシャ等の認証取得）に対応した施設及び体制の整備が必要である。	予算額(千円)		700,000
		内訳	国	700,000
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 施設等整備事業 加工食品等の輸出拡大に必要な製造・加工、流通等の施設の新設・増築（掛かり増し経費）、改修及び機器の整備 2 効果促進事業 施設整備事業と一体的に行い、その効果を一層高めるために必要なコンサルティング等の実施 （施設等整備事業費の20%以内） 《事業実施主体》 食品製造者、食品流通事業者、中間加工事業者等	補助率	標準事業費	
		1/2以内	補助金の上限額 5億円 下限額 250万円	
【採択要件】 1 GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）のコミュニティサイトに登録していること。 2 輸出先となるターゲット国が決定しており、輸出しようとする品目について、輸出先国の市場及び規制に関する分析が行われていること。 3 事業実施主体の財務状況が、安定した事業運営が可能であると認められること。（直近3年の経常損益が3年連続赤字であり、又は、直近の決算において債務超過となっている事業者でないこと。） 4 輸出促進法に基づく輸出事業計画を作成し、大臣に提出し、その認定を受けている又は認定を確実に受ける見込みであると認められること等。				
実施期間	令和元年度～	担 当	食ブランド・流通推進課 食品産業振興グループ (内線5016、直通017－734－9456)	

目的別	担い手の育成	経営改善
	農地の利用集積	規模拡大
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース
	融資制度	融資
実施主体別		市町村 / 株式会社日本政策金融公庫

事業名		農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）（国庫・継続）		
アピールポイント		認定農業者が農業経営改善計画を達成するために必要な長期で低利な資金を貸付けする。		
事業の趣旨	認定農業者が農業経営改善計画を達成し、効率的・安定的な経営体となるために必要な施設、機械、農地等の取得費用を低利で長期に貸付けする。	予算額(千円)		(公庫資金)
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 貸付対象事業 （１）農地等の取得 （２）農業用施設、機械等の取得 等 2 貸付対象者 認定農業者 3 貸付利率 1.15％～1.70％ ※R7.3.19現在 4 償還期間 25年以内（うち据置10年以内） 5 貸付限度額 （１）個人 3億円（特認 6億円） （２）法人 10億円（特認30億円） 6 融資率 100％	補助率	標準事業費	
		利子分に対し国 10/10 （無利子化措置の対象となった場合）	—	
【採択要件】 認定農業者で、経営改善資金計画を市町村推進会議に認定された者であること。 【令和7年度金利負担軽減措置】 令和7年度に認定農業者が新たに借り入れるものについて、目標地図に位置付けられた者、人・農地プランに位置付けられた者及び農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者又は地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者は、貸付当初から5年間に限り無利子となる。（ただし、安定化長期資金、補助残融資資金除く）				
実施期間	平成6年度～	担 当	団体経営改善課 農林業団体金融グループ (内線4794、直通017-734-9478)	

目的別	担い手の育成	経営改善
	農地の利用集積	規模拡大
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
	融資制度	融資
実施主体別		農協 / 株式会社日本政策金融公庫

事業名		経営体育成強化資金（国庫・継続）		
アピールポイント		認定農業者以外の担い手が利用する経営改善のための前向き資金と負債の償還負担を軽減するために必要な長期資金を低利で貸付けする。		
事業の趣旨	認定農業者以外の担い手が、効率的・安定的な経営体となるために必要な施設、機械等の取得費用を貸付けする前向き投資資金と償還負担を軽減するための資金を低利で貸付けする。	予算額(千円)		(公庫資金)
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 貸付対象事業 （１）農地等の取得 （２）農業用施設、機械等の取得 （３）農産物加工処理・流通販売施設 （４）負債整理 2 貸付対象者 認定農業者以外の担い手 3 貸付利率 1． 7 0 % ※R7. 3. 19現在 4 償還期間（据置期間） 2 5 年以内（３年以内） 5 貸付限度額 （１）個人 1 億5, 000万円 （２）法人 5 億円 6 融資率 8 0 %	補助率	標準事業費	
		—	—	
【採択要件】 認定農業者以外の担い手で、経営改善資金計画を市町村推進会議に認定された者であること。				
実施期間	平成 1 3 年度～	担 当	団体経営改善課 農林業団体金融グループ （内線4794、直通017－734－9478）	

目的別	担い手の育成	新規就農 / 研修・訓練
実施主体別	県 / 市町村 / 公益社団法人あおもり農業支援センター	

事業名	新規就農者育成総合対策事業（国庫・継続）		
アピールポイント	就農初期の機械・施設等の導入等を補助するほか、新たに農業経営を開始する者及び就農のための研修を受ける者に対して資金を交付し、就農及び就農後の早期定着・経営安定化を支援する。		
事業の趣旨	農業への人材の一層の呼び込みと定着を図ることを目的に、経営発展のための機械・施設等の導入を支援するとともに、経営が不安定な就農直後及び就農前の研修期間の所得を確保するための資金を交付する。	予算額(千円)	508,064
		内訳	国 467,314
			県 40,750
			その他 —
事業の内容等	1 経営発展支援事業 (1)通常枠 機械・施設、家畜の導入、果樹改植、リース料等に要する経費を支援 ・対象者：認定新規就農者（就農時、原則50歳未満） ・支援額：補助対象事業費上限1,000万円 ※経営開始資金と併用する場合は、上限500万円 (2)地域計画早期実現枠 (1)のほか、経営資源の有効利用や円滑な経営移譲に向けた機械・施設等の修繕、移設、撤去等の取組を一体的に支援 ・対象者：認定新規就農者又は認定農業者（就農時、原則50歳未満） ・支援額：補助対象事業費上限額1,200万～1,800万円 ※国支援上限額が600万円まで 3 経営開始資金 新たに農業経営を開始する者に対して資金を交付 ・対象者：認定新規就農者（就農時、原則50歳未満） ・支援額：年間最大150万円（夫婦の場合は年間最大225万円） ・交付期間：最長3年間 4 就農準備資金 就農のための研修を受ける者に対して資金を交付 ・対象者：就農希望者（就農予定時、原則50歳未満） ・支援額：年間最大150万円 ・交付期間：最長2年間（海外研修を行う場合は1年間延長可）	補助率	標準事業費
		3/4以内	上限1,000万円もしくは500万円
		3/4以内又は1/2以内	取組内容に応じて、上限1,200万円～1,800万円
		定額10/10	1人当たり最大1,500千円/年
		定額10/10	1人当たり最大1,500千円/年
実施期間	令和4～13年度	担当	構造政策課 担い手育成グループ (内線5058・5059、直通017-734-9463)

目的別	担い手の育成	研修・訓練 / 経営改善 / 法人化
	実施主体別	県 / 個人

事業名	農業グローバル人材育成システム確立支援事業（国庫・継続）		
アピールポイント	「あおもり農業経営塾」（農業版MBA）では、農業経営のプロになるための一流講師陣による実践的で体系的な研修を受講できる。 あおもり農業グローバルチャレンジ支援（提案型海外研修支援）では、自ら企画した海外研修に係る経費の支援を受けられる。		
事業の趣旨	農業経営のプロフェッショナルを養成するため、若手農業者を対象に「あおもり農業経営塾」（農業版MBA）を開講し、一流講師陣による実践的で体系的なカリキュラムによる経営力向上研修を実施する。 また、農業のグローバル化に対応した人材を育成するため、あおもり農業グローバルチャレンジ（提案型海外研修）として、若手農業者や農業を学ぶ高校生、大学生等を対象に提案型の海外研修を支援する。	予算額(千円)	
		内訳	26,567
			国 10,296
			県 16,271
事業の内容等	1 「あおもり農業経営塾」（農業版MBA）の実施 ・対象：若手農業者等（青年農業士、若手農業トップランナー塾修了生、雇用就農者等） ・募集人数：15名程度 ・研修内容：講演・講義・演習等を年8回程度開催 2 あおもり農業グローバルチャレンジ支援（提案型海外研修支援） （1）学生部門 ・対象：農業を学ぶ高校生、大学生等（3～6名のチームで応募） ※教職員引率2名 ・支援割合：支援対象経費の10/10以内（上限あり） （2）農業者部門 ・対象：若手農業者等（3～6名のチームで応募） ・支援割合：支援対象経費の1/2以内（上限あり） 【支援対象経費】 交通費、宿泊費、通訳料、視察料、海外旅行保険料など ※単なる観光のみの日程に係る経費や食事代は対象外	補助率	標準事業費
			—
			10/10以内 1チーム当たり520万円程度
		1/2以内	1チーム当たり260万円程度
実施期間	令和6～8年度	担当	構造政策課 担い手育成グループ （内線5059、直通017-734-9463）

目的別	担い手の育成 農地の利用集積	研修・訓練 / その他（企業の農業参入支援） 農地情報収集・提供
実施主体別	県 / 法人 / 個人	

事業名		企業の農業参入推進事業のうち青森県農地情報サイトによる農地情報の発信、農業力強化アドバイザー派遣（県単・新規）		
アピールポイント		ホームページでの農地情報提供、農業参入企業へのアドバイザー派遣		
事業の趣旨	農業の担い手確保・育成を図るため、企業の農業参入・定着に向けた農地情報の発信や技術習得に必要なアドバイザー派遣等を行う。	予算額(千円)		18,106 のうち3,663
		内訳	国	－
			県	18,106 のうち3,663
			その他	－
事業の内容等	1 事業内容 (1) 企業への農業参入の情報発信等 市町村、農業委員会が把握する売買・貸借可能な農地情報をホームページで公開 URL https://www.nounavi-aomori.jp/nouchi/ 【サイトの概要】 ア 市町村（農業委員会）が把握する売買・貸借可能な農地情報（位置、面積、地目等）を発信できるサイト（青森県農業・就農情報サイト「農なび青森」内に構築） イ 農地情報の登録は、市町村（農業委員会）が行う。 入力フォームに必要事項を打ち込み、登録するだけで、ネットへの掲載、地図上での位置表示が可能。 ウ 登録された農地情報は、地図上や市町村名、地目等の条件検索により、絞り込み検索が可能。 (2) 企業の農業参入・定着支援 企業の農業参入に必要な技術習得を支援するため、普及OB・OG等のアドバイザーを派遣（10社程度/年） ア 派遣対象 農外から農業に参入した企業 イ 費用 アドバイザー派遣旅費は企業負担 謝金は県負担 ウ 申込先 構造政策課又は各農林水産事務所	補助率	標準事業費	
		－	※県直営	
		－	※県直営	
実施期間	令和6～8年度	担 当	構造政策課 農地活用促進グループ、 (内線5055、直通017－734－9462)	

目的別	担い手の育成	労働力確保等
実施主体別		県

事業名	農業労働力確保促進事業（国庫・新規）のうち 雇用就農の確保に向けたトライアル就農 県外・外国人材の雇用受入環境整備		
アピールポイント	雇用就農に向けたトライアル就農を実施するとともに、外国人材などを雇用する場合に必要な居住環境の整備を支援する。		
事業の趣旨	農業労働力の確保に向け、雇用就農を促進するとともに、多様な人財の活用や求職者と求人者のマッチングの促進等に取り組む。	予算額(千円)	15,920
		内訳	国 7,947
			県 7,973
			その他 —
事業の内容等	1 雇用就農の促進による労働力の確保 (1) 雇用就農の確保に向けたトライアル就農によるマッチングの実施（新規） 未経験者などの就農希望者を農業法人へ一定期間（3か月以内）派遣することで、農業を学びながら就業体験ができ、期間終了後に当該法人への就職を促進 (2) 県外・外国人材の雇用受入環境整備支援 雇用受入拡大に必要な居住環境の整備（既存住宅や空き家の改修等）を支援 ① 補助対象設備 居住スペース、トイレ、浴室（シャワー室）、空調設備、Wi-Fi設備、その他（県が必要と認めるもの） ② 補助対象者 ア 認定農業者 イ 県が認定した農業者（農業経営士、青年農業士、ViC・ウーマン） ウ 農業協同組合 エ 2戸以上の農業者で組織された団体	補助率	標準事業費
		1／3以内	1者あたり 上限150万円
実施期間	令和7～10年度	担 当	構造政策課 担い手育成グループ (内線5058、直通017-734-9463)

目的別	担い手の育成	労働力確保等
実施主体別		県

事業名	農業労働力確保促進事業（国庫・新規）のうち 補助労働力のマッチングの推進 農業者の副業を通じた経営安定と地域課題の解決への支援 農業労働力ワンストップ相談窓口によるマッチングの推進		
アピールポイント	副業に必要なとなる資格取得を支援するほか、労働力募集アプリ等の活用や農業労働力ワンストップ相談窓口によりマッチングを推進する。		
事業の趣旨	農業労働力の確保に向け、雇用就農を促進するとともに、多様な人財の活用や求職者と求人者のマッチングの促進等に取り組む。	予算額(千円)	12,153
		内 国	1,264
		県	10,889
		その他	—
事業の内容等	1 多様な人財の活用促進による労働力の確保 (1) 補助労働力のマッチングの促進（新規） 労働力募集アプリ等の活用に向けた説明会等の実施 (2) 農業者の副業を通じた経営安定と地域課題解決への支援 副業による経営安定を図り、地域の労働力不足等の解決に向けた副業に必要なとなる資格取得支援（除雪オペレーター等） ① 補助対象経費 副業に必要な資格を取得するための講習を受講するのに要する経費。ただし、免許取得に係る試験手数料等は除く。 ア 大型自動車免許 イ 大型特殊自動車免許 ウ 車両系建設機械運転資格 エ 普通自動車第二種免許 オ フォークリフト運転資格 カ その他知事が必要と認める資格 ② 補助対象者 認定農業者、認定新規就農者、農業経営士、青年農業士 (3) 農業労働力ワンストップ相談窓口によるマッチング推進 関係機関と連携して、求職、求人の掘り起こし、各種相談・マッチングを実施	補助率	標準事業費
		1 / 3 以内	1 者あたり 上限 10 万円
実施期間	令和 7 ～10 年度	担 当	構造政策課 担い手育成グループ (内線5058、直通017-734-9463)

目的別	農地の利用集積	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化
実施主体別	市町村	

事業名		機構集積協力金交付事業（その他・継続）																	
アピールポイント		農地中間管理機構を活用して担い手への農地の集積・集約化に取り組む地域に対して、機構集積協力金を交付する。																	
事業の趣旨	地域農業の競争力強化に不可欠な力強い農業構造と生産コストの削減を実現するため、農地中間管理機構に農地の貸付け等を行う地域に対して機構集積協力金を交付し、担い手への農地の集積・集約化を促進する。	予算額(千)		39, 019															
		内訳	国	－															
			県	－															
			その他	39, 019															
事業の内容	1 地域集積協力金 機構を活用して担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対し交付		補助率	標準事業費															
			10/10	－															
	<table><tr><td>区分</td><td colspan="2">機構の活用率（累積）</td><td rowspan="2">交付単価※1</td></tr><tr><td></td><td>一般地域</td><td>中山間地域</td></tr><tr><td>区分1</td><td>80%超</td><td>60%超80%以下</td><td>2.8万円/10a</td></tr><tr><td>区分2</td><td colspan="2">80%超</td><td>3.4万円/10a</td></tr></table>		区分	機構の活用率（累積）		交付単価※1		一般地域	中山間地域	区分1	80%超	60%超80%以下	2.8万円/10a	区分2	80%超		3.4万円/10a		
	区分	機構の活用率（累積）		交付単価※1															
		一般地域	中山間地域																
	区分1	80%超	60%超80%以下	2.8万円/10a															
	区分2	80%超		3.4万円/10a															
	※1 農作業委託の場合、上記の半額																		
	2 集約化奨励金 機構を活用して農地集約に取り組む地域に対し交付																		
	<table><tr><td>区分</td><td colspan="2">地域の団地面積※1の割合</td><td>交付単価※2※3</td></tr><tr><td>区分1</td><td colspan="2">10ポイント以上増加</td><td>1.0万円/10a</td></tr><tr><td>区分2</td><td colspan="2">20ポイント以上増加 (又は1団地の平均面積が1.5倍以上)</td><td>3.0万円/10a</td></tr></table>		区分	地域の団地面積※1の割合		交付単価※2※3	区分1	10ポイント以上増加		1.0万円/10a	区分2	20ポイント以上増加 (又は1団地の平均面積が1.5倍以上)		3.0万円/10a					
区分	地域の団地面積※1の割合		交付単価※2※3																
区分1	10ポイント以上増加		1.0万円/10a																
区分2	20ポイント以上増加 (又は1団地の平均面積が1.5倍以上)		3.0万円/10a																
※1 同一の耕作者による1ha以上（中山間地及び樹園地については50a以上）の団地面積																			
※2 農作業受託の場合、上記の半額																			
※3 受け手が位置付けられていない農地（1団地当たり上限4ha（中山間地域は2ha）の場合、上記の半額																			
【主な交付要件】																			
1 地域集積協力金：交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積されること又は地域の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること 等																			
2 集約化奨励金：地域の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること 等																			
実施期間	平成26年度～	担当	構造政策課 農地活用促進グループ (内線5056、直通017－734－9462)																

目的別	農地の利用集積	農地売買・貸借 / 規模拡大・集団化 / 遊休農地対策
実施主体別	公益社団法人あおもり農業支援センター	

事業名	農地中間管理事業（国庫・継続）			
アピールポイント	（公社）あおもり農業支援センター（農地中間管理機構）が借り受けた農地を、担い手は支援センターからまとまった形で借り受けることができる。 特例事業として実施する売買事業では、農地所有者は売渡代金を確実に受け取ることができるほか、税制面の優遇措置が受けられる。			
事業の趣旨	農業経営の規模拡大や農地の集団化等によって農業の生産性の向上を図るために、（公社）あおもり農業支援センターが農地の貸借及び売買を行う。	予算額(千円)		245,387
		内訳	国	188,212
			県	57,175
			その他	－
事業の内容等	1 農地中間管理事業（貸借） （１）農地を支援センターが借り受け、担い手農家等に貸付け （２）必要な場合には基盤整備等を実施		補助率	標準事業費
	2 農地売買等事業（特例事業）（売買） 支援センターが農地を買い入れ、売渡し（即売）		－	－
【条件】 1 農地中間管理事業 （１）地域計画の区域内 支援センターは、市町村が策定した地域計画の実現に資するよう目標地図に位置付けられた担い手等に農地を貸し付ける。 また、地域計画の変更が行われることが確実と市町村が認める場合は、目標地図に位置付けられた担い手等以外にも貸し付けることができる。 （２）地域計画の区域外 農業委員会の要請等による促進計画案の提出があった場合、その計画案の担い手等に農地を貸し付けることができる。 2 農地売買等事業 即売の売渡先は、地域計画に位置付けられた者（地域計画の変更により位置付けられることが確実な者）、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者であること。				
実施期間	平成２６年度～	担当	構造政策課 農地活用促進グループ （内線5054、直通017－734－9462）	

目的別	農地の利用集積 生産基盤の整備 機械・施設の整備	遊休農地対策 ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路 施設導入
実施主体別	県 / 市町村 / 法人 / 地域協議会等	

事業名		農山漁村振興交付金のうち最適土地利用総合対策（国庫・継続）		
アピールポイント		中山間地域等における遊休農地の解消と農用地保全に必要な粗放的な土地利用等を支援する。		
事業の趣旨	地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想を策定し、その実現に必要な農地保全のための活動（粗放的利用等）を支援することで、農用地の保全を図る。	予算額(千円)		国直接採択
		内訳	国	15,000
			県	－
			その他	－
事業の内容等	1 事業内容 （１）最適土地利用推進事業 ア 土地利用構想の概定 イ 実証事業 ウ 土地利用構想の実現に必要な調査・計画に関する取組 エ 省力化機械の導入（自走式草刈機等） リース期間相当のリース物件購入価格（税抜）を支援 オ 粗放的利用体制整備 粗放的利用（放牧、蜜源・緑肥・省力作物の作付け、鳥獣害防止の緩衝帯整備、ビオトープの整備、計画的な植林）に係る管理経費等の支援 カ 農用地保全推進員（コーディネーター）の設置 （活性化計画の策定が要件） （２）最適土地利用整備事業 ア 粗放的利用のための条件整備 補助対象：刈払・伐根、集積・運搬、除礫、耕起・整地、土壌改良、放牧に必要な整備（電気牧柵等） イ 農用地保全のための基盤整備 補助対象：用排水施設、農道、暗きょ排水、客土、区画整備等 ウ 農用地保全のための農業環境整備 補助対象：トイレ、農機具収納施設、農業用ハウス 《事業実施主体》 都道府県、市町村、農業委員会、農協、土地改良区、地域協議会、地域運営組織等	補助率	標準事業費	
		定額等	※県経由	
		5.5/10		
【採択要件】 （１）事業開始から３年以内に「土地利用構想」を策定すること。 （２）農用地の粗放的利用の取組を１つ以上行うこと 等				
実施期間	令和４年度～	担 当	構造政策課 農地活用促進グループ （内線5055、直通017－734－9462）	

目的別	農地の利用集積	遊休農地対策
実施主体別	市町村 / 農協 / 任意団体	

事業名		果樹放任園発生防止等対策事業（県単・継続）		
アピールポイント		果樹の放任樹の処理ができる。		
事業の趣旨	果樹の主要病害虫のまん延防止のため、感染源となる放任樹処理対策を実施するとともに、病害虫発生予察などによる防除対策の推進により、果樹園の生産力向上を図る。	予算額(千円)		25,741
		内訳	国	—
			県	25,741
			その他	—
事業の内容等	1 放任樹処理対策 伐採、抜根、排根、整地、処分等に係る人夫の雇用、機械の借上げ、委託、機械等の燃料の購入に要する経費（伐採を伴わない場合は補助対象外） 2 放任園発生防止等対策指導 （１）病害虫発生防止 対策本部の設置運営、研修会及び一斉点検等の開催 （２）放任園発生防止 発生状況調査、現地指導及び広報活動 《事業実施主体》 1 の取組 市町村、農業協同組合、営農集団、認定農業者等 ※農業協同組合、営農集団、認定農業者等は、市町村からの間接補助 2 の取組 市町村	補助率	標準事業費	
		1 の事業 1 / 2 又は 58,756 円/10a のいずれか低い額 2 の事業 1 / 2 以内	—	
【採択要件】 放任園発生防止等対策指導については、対象市町村の栽培面積がりんごはおおむね100ha以上、その他特産果樹はおおむね5 ha以上であること。 【令和7年度実施計画等】 青森市、弘前市、黒石市、平川市、五所川原市、つがる市ほか				
実施期間	令和4～8年度	担 当	りんご果樹課 流通加工グループ (内線5151、直通017－734－9492)	

目的別	農地の利用集積	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化 / 農地情報収集・提供
	実施主体別	県 / 市町村 / 土地改良区

事業名		経営体育成基盤整備事業（ソフト）(国庫・継続)		
アピールポイント		土地利用型作物の集団化及び土地利用率向上等により質の高い農用地の利用集積が促進される。また、促進費の交付により農家負担が軽減される。		
事業の趣旨	ほ場整備事業等の実施を契機に、効率的・安定的な農業を営み、将来の農業生産を担うと見込まれる者に対して農用地の利用集積を図る。	予算額(千円)		553, 109
		内訳	国	295, 843
			県	257, 266
			その他	－
事業の内容等	1 高度土地利用調整事業 （１）指導事業：利用集積の推進・指導 《事業実施主体》 県 （２）調査・調整事業：改良区・市町村・農協の土地利用・調整活動 《事業実施主体》 市町村、土地改良区	補助率	標準事業費	
	2 農業経営高度化促進事業 中心経営体の農地集積率に応じて促進費を交付 《事業実施主体》 県	1（１） 国50%・ 県50% 中山間地域等 国55%・ 県45% 1（２） 国50% 中山間地域等 国55% 2 国50%・ 県50% 中山間地域等 国55%・ 県45%	－	
【採択要件】 1 経営体育成基盤整備事業（ハード）と一体 2 市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画に基づき集積を進める。 3 県が作成する農用地利用集積促進土地改良整備計画及び農業経営高度化計画に基づき集積を進める。 【令和7年度実施計画等】 1 実施地区：9地区 2 関係市町村：黒石市、五所川原市、つがる市、蓬田村、藤崎町、板柳町、中泊町、東北町、南部町				
実施期間	平成18年度～	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017－734－9554)	

目的別	農地の利用集積・生産基盤の整備	農地売買・貸借／農作業受委託／規模拡大・集団化 ほ場整備／暗渠排水・客土／用排水路／その他（農道）
実施主体別	県	

事業名	経営体育成基盤整備事業（ハード）（国庫・継続）			
アピールポイント	将来の農業生産を担う経営体の育成が見込まれる地域を対象に、経営体の育成を図りつつ、区画整理、農業用排水施設等の水田整備を地域農業のニーズに応じて実施することができる。			
事業の趣旨	効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、水田地帯における地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に行う。	予算額(千円)		2,180,495
		内訳	国	1,198,316
			県	599,502
			その他	382,677
事業の内容等	地域における経営体の育成状況、農地利用集積の状況、農地の整備状況等を踏まえ、必要となる土地改良事業を総合的・一体的に実施するものであり、次に掲げる1～7の事業のうち2以上（3と5は単独でも可）の事業を実施する。 1 農業用排水施設整備 2 農道整備 3 区画整理 4 農用地造成 5 暗渠排水 6 客土 7 除礫 《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		工事費 国 50.0% 中山間地域等 55.0% 県 27.5%	—	
【採択要件】 1 受益面積が20ha以上であること。 2 担い手の農地利用集積率、集約化率の増加及び農地所有適格法人等の育成と併せた農地の利用集積率の増加等。 【令和7年度実施計画等】 1 実施地区数：17地区 2 関係市町村：青森市、五所川原市、つがる市、十和田市、今別町、蓬田村、板柳町、中泊町、深浦町、七戸町、東北町、五戸町、南部町				
実施期間	平成15年度～	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)	

目的別	農地の利用集積生産基盤の整備	農地売買・貸借／農作業受委託／規模拡大・集団化 ほ場整備／暗渠排水・客土／用排水路／その他（農道）
実施主体別	県	

事業名		畑地帯総合整備事業（国庫・継続）			
アピールポイント		畑地帯を総合的に整備することにより、収穫・輸送時の荷傷みが解消され、品質・収益性の向上が図られ、農業経営が安定する。			
事業の趣旨	効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、畑地帯において必要な用排水路施設や農道、区画整理などの生産基盤整備及び営農環境の整備、さらには担い手の育成・支援を一体的に実施し、畑作物の生産振興及び担い手の経営安定を図る。	予算額(千円)		118,000	
		内訳	国	59,000	
			県	32,450	
			その他	26,550	
事業の内容等	1 農業生産基盤整備事業 農業用排水施設、農道、客土、暗渠排水、区画整理、除礫、農用地造成、農地保全 2 農業生産基盤整備付帯事業 土壌改良、交換分合等 3 営農環境整備事業 農業集落道、農業集落防災安全施設、用地整備、生態系保全空間整備、営農用水施設、農作業準備休憩施設、農地被害防護施設、地域資源利活用基盤等 《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費		
		工事費	—		
		国	50.0%		
		県	27.5%		
【採択要件】					
1 担い手育成型 (1) 受益面積が概ね20ha以上であること。					
2 担い手支援型 (1) 受益面積が概ね30ha以上であること。 (2) 担い手農家戸数割合又は担い手経営面積割合が10%以上であること。 (3) 受益面積のうち3戸以上が担い手であること。					
【令和7年度実施計画等】					
1 実施地区数：2地区					
2 事業実施地域：青森市、弘前市					
実施期間	令和3年度～	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)		

目的別	農地の利用集積・生産基盤の整備	農地売買・貸借／農作業受委託／規模拡大・集団化 ほ場整備／暗渠排水／用排水路／その他（農道、農用地造成）
実施主体別	県	

事業名	農地中間管理機構関連農地整備事業（国庫・継続）			
アピールポイント	農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、県が基盤整備を実施することができる。			
事業の趣旨	農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、県が費用負担や同意を求めない農地の大区画化等の基盤整備を推進することで、機構による担い手への農地の集積・集約化を加速化し、豊かで競争力のある農業の実現に資する。	予算額(千円)		647,000
		内訳	国	404,375
			県	177,925
			その他	64,700
事業の内容等	担い手への農地の集積・集約化を加速するため、機構が借り入れている農地について、次の事業を実施する。 1 農業用排水施設整備 2 農道整備 3 区画整理 4 農用地造成 5 暗渠排水 6 客土 7 除礫 《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		工事費 国 62.5% 県 27.5%	—	
【採択要件】 1 集積・集団化等促進基盤整備計画を策定していること。 2 事業対象農地のすべてについて、機構が農地中間管理権（土地改良事業計画の公告日から15年以上）を有すること。 3 事業対象農地面積がおおむね10ha以上（中山間地域はおおむね5ha以上）であること。 ※その算入範囲は大字を単位（営農上の一体性がある場合はその範囲） 4 事業対象農地がおおむね1ha以上（中山間地域及び樹園地はおおむね0.5ha以上）のまとまりを有する農地で構成されること。 5 すべての事業対象農地が担い手に集積され、事業完了後5年以内にその農地の8割以上を担い手に集団化することを機構の方針として設定していること。 6 事業実施前から目標年度（事業完了後5年以内）にかけて、担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がそれぞれ50%以上増加すること。 7 事業完了後5年以内（果樹等については10年以内）に収益性が20%以上向上すること。 【令和7年度実施計画等】 1 実施地区数：9地区 2 関係市町村：青森市、弘前市、八戸市、中泊町、五戸町、藤崎町、田舎館村				
実施期間	令和元年度～	担 当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)	

目的別	農地の利用集積 生産基盤の整備 機械・施設の整備	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化 暗渠排水 / 用排水路 / その他（農道・区画拡大等、先進的省力化技術の導入） リース / その他（GNSS基地局の整備、田んぼダム、病害虫対策、交換分合）
実施主体別	県 / 市町村 / 土地改良区 / 農協 / 農業法人 / 農地中間管理機構 等	

事業名		農地耕作条件改善事業（国庫・継続）		
アピールポイント		農地の大区画化・汎用化など耕作条件の改善を機動的に進め、農地中間管理機構による農地集積・集約化を促進する。また、GNSS基地局の設置や田んぼダムの取組、病害虫対策等を実施できる。		
事業の趣旨	農地中間管理機構による農地集積・集約化を加速するため、畦畔除去等による区画拡大や暗きょ排水整備など多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進める。	予算額(千円)		103,445
		内訳	国	103,445
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 定額助成 （１）田の区画拡大（２）畑の区画拡大（３）暗きょ排水 （４）湧水処理（５）末端畑地かんがい施設 （６）土層改良（７）更新整備（８）条件改善推進費 （９）高収益作物転換推進費（１０）水田貯留機能向上推進 2 定率助成 （１）農業用排水施設（２）暗きょ排水（３）土層改良 （４）区画整理（５）農作業道等（６）農地造成 （７）農用地の保全（８）営農環境整備支援 （９）スマート農業導入支援（１０）管理省力化支援 （１１）品質向上支援（１２）条件改善促進支援 （１３）高収益作物導入支援（１４）指導 3 農地集積推進助成 《事業実施主体》 農地中間管理機構、県、市町村、土地改良区、農協、農業法人	補助率	標準事業費	
		工事費	—	
		定額国	100%	
		定率【県営】国	50.0%	
		中山間地域等	55.0%	
		県	27.5%	
【採択要件】 1 地域計画が策定された区域で農地中間管理機構との連携概要を策定すること。 2 地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、スマート農業導入推進計画、病害虫対策計画、又は土地利用調整計画を作成すること。 3 総事業費200万円以上であること。 4 受益者数2者以上であること。等 【令和7年度実施計画等】 1 実施地区：1地区 2 関係市町村：つがる市				
実施期間	平成27年度～	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)	

目的別	生産基盤の整備 機械・施設の整備	ほ場整備／暗渠排水 施設導入／機械購入／スマート農機
実施主体別	県／市町村	

事業名		農地利用効率化等支援交付金（国庫・継続）			
アピールポイント		地域計画のうち目標地図に位置付けられた者による農業用機械等の導入等を支援する。			
事業の趣旨	地域計画のうち目標地図に位置付けられた者が、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて経営改善に取り組む場合に必要の農業用機械・施設の導入等を支援する。	予算額(千円)		99,587	
		内訳	国	99,446	
			県	141	
			その他	－	
事業の内容等	1 助成対象者 地域計画のうち目標地図に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、目標地図に位置付けられることが確実であると市町村が認める者を含む。）	補助率		標準事業費	
	2 内容 (1) 融資主体支援タイプ 融資を活用して農業用機械・施設等を導入等する際に、融資額を除いた自己負担部分への助成 (2) 地域農業構造転換支援タイプ 将来像が明確化された地域計画の早期実現のため、農地引受力の向上等を目的に農業機械等を導入する場合に助成 《事業実施主体》 県、市町村	融資主体 3/10以内等	上限 300万円 (経営面積の拡大(水田作で20ha以上等)等を目指す者は上限600万円)		
		地域農業構造転換購入 3/10以内 リース 3/7以内	地域農業構造転換支援タイプ 1,500万円		
		1/2以内			

【採択要件】 1 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。 2 事業の対象となる機械等は、耐用年数がおおむね5年以上20年以下であること。 ※2(1)で「みどり認定」で受けている者に対し、優先枠を設けている。					
実施期間	令和4年度～	担 当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5062、直通017－734－9534)		

目的別	生産基盤の整備	その他（農道）
実施主体別	県／市町村	

事業名		通作条件整備事業（国庫・継続） 【農山漁村地域整備交付金、農村整備事業】		
アピールポイント		過疎、半島、振興山村指定地域における基幹農道の整備に当っては、県代行制度を活用することにより地元負担を伴わずに整備が可能である。		
事業の趣旨	農地整備や農業関連施設と関連して農道の整備を行うことにより、地域の通作条件の改善（生産・流通の流れを効率的にする等）を図り、農村環境の改善に資する。	予算額(千円)		1,363,992
		内訳	国	692,896
			県	430,458
			その他	240,638
事業の内容等	1 都道府県が行う基幹的農道の新設又は改良 2 既設農道の点検診断に伴う更新整備及び整備水準向上を図る保全対策 《事業実施主体》 県、市町村	補助率	標準事業費	
		県営 国 50% 県 37%～ 25% 団体営 国 50%	—	
【採択要件】 1 受益面積：おおむね50ha以上であること。 （振興山村、過疎、半島：おおむね30ha以上） 2 総事業費：基幹農道整備は1億円以上であること。 一般農道整備は5千万円以上であること。 保全対策は3千万円以上であること。 3 幅 員：基幹農道整備は、車道幅員がおおむね4.0m以上であること。 （離島、振興山村、半島：おおむね3.0m以上） 一般農道整備は、全幅員がおおむね4.5m以上であること。 （特豪、振興山村、過疎、半島、急傾斜地帯：おおむね4.0m以上） 【令和7年度実施計画等】 1 実施地区数：21地区 2 関係市町村：弘前市他17市町村				
実施期間	平成22年度～	担 当	農村整備課 農村環境整備グループ （内線4889、直通017－734－9555）	

目的別	生産基盤の整備	暗渠排水・客土 / 用排水路 / その他（補修）
実施主体別	県	

事業名		農業水利施設保全合理化事業（国庫・継続）			
アピールポイント		水管理の効率化・省力化に必要な農業用排水施設の整備を実施するとともに、老朽化した農業水利施設を補修して安全性の向上を図る。			
事業の趣旨	環境との調和にも配慮しつつ、高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な畑地化・汎用化、農地集積・集約化に資するパイプライン化やICT化等による水管理の省力化を図る。		予算額(千円)		841,672
			内訳	国	459,770
				県	232,115
				その他	149,787
事業の内容等	1 水利施設整備事業（農地集積促進型） （1）農業用排水施設（新設、廃止又は変更） （2）（1）の新設と併せ行う暗きょ排水、客土、区画整理 2 水利施設整備事業（簡易整備型） （1）農業用排水施設の新設、廃止又は変更 （2）給水栓、ゲート、分土工等の自動化等の管理省力化のための農業用排水施設の設備等 3 実施計画策定事業 （1）水利用調整事業 （2）水利用高度化推進事業 （3）施設計画策定事業 （4）機能保全計画策定事業 《事業実施主体》 県		補助率	標準事業費	
			診断国 100% 工事国 50.0% 中山間地域等 55.0% 県 27.5%	—	
【採択要件】 1 水利施設整備事業（農地集積促進型） 受益面積20ha以上、水利施設等保全高度化整備計画の策定、事業完了時に担い手農地利用集積率が一定以上向上すること。 2 水利施設整備事業（簡易整備型） 受益面積5ha以上、水利施設保全高度化整備計画の策定、事業費200万円以上、農業者2者以上であること。 3 実施計画策定事業 施設計画策定事業は、施設計画策定事業計画を策定し、事業費が200万円以上であること。機能保全計画策定事業は、末端支配面積が10ha以上であること。 【令和7年度実施計画等】 1 実施地区数：5地区 2 関係市町村：弘前市、五所川原市、平川市、七戸町、東北町、南部町					
実施期間	平成27年度～		担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)	

目的別	生産基盤の整備	用排水路 / その他（農業用排水施設）
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 土地改良区 等	

事業名		農業水路等長寿命化・防災減災事業（国庫・継続）			
アピールポイント		農業水利施設の機能の安定的な発揮に必要な機動的かつ効率的な長寿命化対策及び防災減災対策をきめ細かく推進する。			
事業の趣旨	農業水利施設の長寿命化のほか、水管理労力軽減、維持管理コスト低減に資する取組、施設の機能低下による災害のおそれが生じている箇所において、機能回復や被害発生の未然防止の取組などを実施し、農業の持続的な発展を図る。	予算額(千円)		1,098,534	
		内訳	国	591,892	
			県	314,119	
			その他	192,523	
事業の内容等	1 長寿命化対策 （１）機能診断、機能保全計画に基づいた水利施設整備 （２）ハード対策を行うための機能保全計画の策定、実施計画策定、水利用調査・調整、耐震性点検・調査 《事業実施主体》 県、市町村、農協、土地改良区等	補助率	標準事業費		
		ハード国 50.0% 中山間地域等 55.0% 県 27.5%、 31%更新型 中山間地域等 30%更新型	—		
【採択要件】 1 長寿命化・防災減災計画を策定していること。 2 長寿命化対策・防災減災対策のうちハード対策 （１）1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。 （２）1地区当たりの受益者数が農業従事者の常時従事者2人以上であること。 （３）1地区当たりの工事工期が原則3年以内であること（ため池整備は5年以内）。 3 長寿命化対策・防災減災対策のうちソフト対策 1地区当たりの事業工期が1年以内であること。 【令和7年度実施計画等】 1 実施地区数：14地区 2 関係市町村：弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、三沢市、つがる市、板柳町、鶴田町、七戸町、六戸町、六ヶ所村					
実施期間	令和3年度～	担 当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017－734－9554)		

目的別	生産基盤の整備	用排水路 / その他（ダム、頭首工、揚排水機場等）
実施主体別	県	

事業名		基幹水利施設ストックマネジメント事業（国庫・継続）		
アピールポイント		農業水利施設の効率的な更新整備・保全管理により、施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減する。		
事業の趣旨	土地改良事業により造成されたダム、頭首工、機場、幹線水路等の基幹的な農業水利施設の有効活用を図り、効率的な機能保全対策を推進するため、施設の劣化状況等を調べる機能診断を行い、機能保全計画の作成及び当該計画に基づく対策工事を一貫して実施することにより、施設の機能を効率的に保全する。	予算額(千円)		269,100
		内訳	国	161,900
			県	62,176
			その他	45,024
事業の内容等	1 県営土地改良工事により造成された施設に関する機能保全計画の策定 2 国営造成施設及び県営造成施設の機能保全計画に基づく対策工事の実施 3 国営造成施設及び県営造成施設の突発的事故に対する緊急補修工事 《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		診断 国 100% 工事 国 50.0% 県 25%、 29%更新型	—	
【採択要件】 1 既存施設を有効活用する場合で、施設機能の向上を目的としないものであること。 2 機能保全計画の策定を行おうとする県営造成施設を選定しており、実施方針に位置づけられていること。 3 対策工事の実施については、機能診断に基づく機能保全計画が策定されていること。 4 末端支配面積が100ha以上（田以外20ha以上）であること。 5 緊急補修工事の実施 【令和7年度実施計画等】 1 実施地区数：7地区 2 関係市町村：青森市、八戸市、つがる市、弘前市、平川市、大鰐町、田舎館村、十和田市、六戸町、おいらせ町、全県				
実施期間	平成30年度～	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)	

目的別	生産基盤の整備	その他（農道）
実施主体別	県	

事業名		広域営農団地農道整備事業（国庫・継続） 【農山漁村地域整備交付金】		
アピールポイント		複数の市町村に跨る広域的な農地団地を対象とした基幹農道の整備が可能である。		
事業の趣旨	農業の振興を図る地域において、農道網を有機的かつ合理的に整備することにより高生産性農業を促進し、農業の近代化を図り、併せて農村環境の改善に資する。	予算額(千円)		230,000
		内訳	国	115,000
			県	91,885
			その他	23,115
事業の内容等	1 広域営農団地育成対策の一環として、都道府県が行う広域営農団地における農道網の基幹となる農道の新設又は改良 《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		国 50% 県 39.95%	—	
【採択要件】 1 受益面積：おおむね1,000ha以上であること。 （離島、振興山村、過疎、半島、特定農山村：おおむね300ha以上） 2 総事業費：20億円以上であること。 3 車道幅員：おおむね5m以上であること。 （離島、振興山村、過疎、半島、特定農山村：おおむね4m以上） 【令和7年度実施計画等】 1 実施地区数：1地区 2 関係市町村：深浦町				
実施期間	平成17年度～	担当	農村整備課 農村環境整備グループ (内線4889、直通017-734-9555)	

目 的 別	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機 / 改修		
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 農業委員会 / 法人 / 個人 / 任意団体 / 公社			
事業名	園芸産地における事業継続強化対策事業（国庫・継続） 【園芸産地における事業継続強化対策】			
アピール ポイント	自然災害発生に備え災害に強い産地を形成するため、事業継続計画（BCP）の作成や農業用ハウスの補強等を支援する。			
事業 の 趣 旨	園芸産地における非常時の対応能力向上に向け、複数農業者による事業継続計画（BCP）の策定や、事業継続計画の実践に必要な取組を支援する。	予算額(千円)		2,512
		内 訳	国	2,512
			県	—
			その他	—
事業 の 内 容 等	1 園芸産地における事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備（定額） ・事業継続計画の策定に係る検討会の開催や、非常時の協力体制の構築に係る取組等 2 園芸産地における事業継続計画の実践 （1）自力施工等の技能習得、災害復旧の実証（定額） ・自力施工技術の研修会の開催、自力施工の技術を活用したハウスの復旧実証の取組等 （2）既存ハウスの補強等の被害防止対策（1/2以内） ・既存ハウスの保守管理及び補強、防風ネットの設置、換気扇や融雪装置の設置、非常用電源の導入等の取組 《事業実施主体》 県、市町村、公社、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、特認団体等	補助率	標準事業費	
		定額		
		定額		
		1/2以内		
【採択要件】 1 県の園芸産地における事業継続推進計画に位置づけられていること。 2 県以外が取組主体となる場合は、2戸以上の農業者から構成されていること。 3 2のメニューの場合、以下を満たすこと。 （1）1の取組を実施すること。 （2）2の（2）の取組を行う場合は、農業保険法に基づく園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等に加入すること。 （3）2の（2）の取組を行う場合は、収入保険に加入すること。 （4）2の（2）の取組を行う場合は、個々の経営体でも事業継続計画を策定すること。				
実施期間	令和3～7年度	担 当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ (内線5078、直通017-734-9481)	

Ⅲ 参 考

所 属 ご と の 事 業 一 覧

農林水産部の出先機関一覧及び組織図

<参考> 所属ごとの事業一覧

【事業名】	【財源・新規 継続の別】	【掲載頁】
1 農林水産政策課		
強い農業づくり等産地条件整備事業	国・継	8
現場解決型「ドクター」派遣制度	他・継	9
あおもり「農業DX」推進事業	県・継	10
農山漁村女性の活躍応援事業	国・新	11
スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート対策事業	国・継	12
所得向上プログラム実践支援事業	県・新	13
鳥獣被害防止総合対策事業	国・継	14
市町村等農林水産物放射性物質調査事業	県・継	15
農林水産物加工品放射性物質調査事業	県・継	16
2 食ブランド・流通推進課		
6次産業化ネットワーク活動事業	国・継	17
あおもり食品産業強化サポート事業	県・継	18
食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業	国・継	63
3 団体経営改善課		
農業改良資金	国・継	19
農業近代化資金	県・継	20
農業経営改善促進資金（スーパーS資金）	国・継	60
農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	国・継	64
経営体育成強化資金	国・継	65
4 構造政策課		
農山漁村振興交付金	国・継	21
「あおもり型農村RMO」育成事業	県・継	22
集落営農連携促進等事業	国・新	23
ユニバーサル農業推進事業	国・継	24
農業経営・就農支援体制整備推進事業	国・継	61
新規就農者育成総合対策事業	国・継	66
農業グローバル人材育成システム確立支援事業	国・継	67
企業の農業参入推進事業（農地情報の発信、アドバイザー派遣）	県・新	68
機構集積協力金交付事業	他・継	71
農地中間管理事業	国・継	72
農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）	国・継	73
農地利用効率化等支援交付金	国・継	80
農業労働力確保促進事業（雇用就農の確保に向けたトライアル就農 他）	国・新	69
農業労働力確保促進事業（補助労働力のマッチングの推進 他）	国・新	70
あおもり農泊推進事業	国・他・新	25
元気な地域創出モデル支援事業	国・新	26

【 事 業 名 】	【財源・新規 継続の別】	【掲載頁】
5 農産園芸課		
産地生産基盤パワーアップ事業〔畑作野菜〕	国・継	27
畑作生産体制確立・強化緊急対策事業（そば関係）	国・継	28
畑作生産体制確立・強化緊急対策事業（種ばれいしょ、ばれいしょ関係）	国・継	29
産地生産基盤パワーアップ事業〔稲作〕	国・継	30
グリーンな栽培体系への転換サポート事業	国・継	31
有機農業等推進事業	国・継	32
有機転換推進事業	国・継	33
環境負荷低減による持続可能な農業実践拡大事業	国・継	34
環境保全型農業直接支払交付金	国・継	35
野菜等産地力強化支援事業	県・継	36
麦・大豆生産技術向上事業	国・継	37
施設園芸セーフティネット構築事業	国・継	38
水田活用の直接支払交付金のうち産地交付金	国・継	39
新市場開拓用米新規拡大支援事業	県・新	40
園芸産地における事業継続強化対策事業	国・継	86
みどり認定制度	県・継	41
6 りんご果樹課		
果樹経営支援対策事業	国・継	42
産地生産基盤パワーアップ事業（園芸作物等の先導的取組支援）	国・継	43
果樹未収益期間支援事業	国・継	44
産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）〔果樹〕	国・継	45
特産果樹産地育成・ブランド確立事業	県・継	46
果樹放任園発生防止等対策事業	県・継	74
りんごのモモシンクイガ特別防除対策事業	県・新	47
企業の農業参入推進事業費（りんご加工業者支援）	県・新	62
7 畜産課		
持続可能な酪農経営基盤強化対策事業	県・継	48
草地畜産基盤整備事業	国・継	49
子牛市場活性化ゲノミック評価導入促進事業	県・新	50

【 事 業 名 】	【財源・新規 継続の別】	【掲載頁】
8 農村整備課		
多面的機能支払交付金	国・継	51
中山間地域総合整備事業	国・継	52
中山間ふるさと水と土保全対策事業	他・継	53
中山間ふるさと水と土保全推進事業	他・継	54
中山間地域等直接支払交付金	国・継	55
集落基盤整備事業	国・継	56
農業集落排水事業	国・県・継	57
通作条件整備事業	国・継	81
経営体育成基盤整備事業（ソフト）	国・継	75
経営体育成基盤整備事業（ハード）	国・継	76
畑地帯総合整備事業	国・継	77
農地中間管理機構関連農地整備事業	国・継	78
農地耕作条件改善事業	国・継	79
農業水利施設保全合理化事業	国・継	82
農業水路等長寿命化・防災減災事業	国・継	83
基幹水利施設ストックマネジメント事業	国・継	84
広域営農団地農道整備事業	国・継	85
持続可能な中部上北スタイル水田農業推進事業	県・継	58
9 県産品販売・輸出促進課		
輸出市場販路開拓・拡大支援事業	県・継	59

青森県農林水産部出先機関一覧

令和7年4月1日現在

東青農林水産事務所

〒030-0861
青森市長島二丁目10-3（青森フコク生命ビル）

◎指導調整課

電話 017-734-9960
FAX 017-734-8305

◎農業普及振興室

電話 017-734-9961
FAX 017-734-8305

◎林業振興課

電話 017-734-9962
FAX 017-734-8305

◎農村計画課、農道ほ場整備課、水利防災課

電話 017-734-9992
FAX 017-734-8312

◎青森水産事務所

〒030-0901
青森市港町二丁目22-4
電話 017-765-2520
FAX 017-765-2521

中南農林水産事務所

〒036-8345
弘前市大字蔵主町4

◎指導調整課

電話 0172-32-7223
FAX 0172-32-8544

◎農業普及振興室

電話 0172-33-2903
FAX 0172-34-4390

◎林業振興課

電話 0172-33-3857

◎管理課、農村計画課、農道ほ場整備課、水利防災課

電話 0172-33-6052
FAX 0172-32-4234

◎農業普及振興室黒石分室

〒036-0522
黒石市田中82-9
電話 0172-52-4335
FAX 0172-53-4114

三八農林水産事務所

〒039-1101
八戸市大字尻内町字鴨田7

◎指導調整課

電話 0178-27-4024
FAX 0178-23-2801

◎農業普及振興室

電話 0178-23-3794
FAX 0178-27-3323

◎林業振興課

電話 0178-23-3595
FAX 0178-23-2801

◎農業普及振興室三戸分室

〒039-0134
三戸郡三戸町大字同心町字同心町平54-7
電話 0179-23-3264
FAX 0179-23-3274

◎指導調整担当、管理課、農村計画課、 農道ほ場整備課、水利防災課

〒039-1101
八戸市大字尻内町字八百刈20-3
電話 0178-27-1211
FAX 0178-27-1286

◎八戸家畜保健衛生所

〒039-1101
八戸市大字尻内町字毛合清水7-2
電話 0178-27-7415
FAX 0178-27-7418

◎八戸水産事務所

〒039-1161
八戸市大字河原木字北沼1-131
(青森県 みなと分庁舎3階)
電話 0178-21-1185
FAX 0178-20-1108

西北農林水産事務所

〒037-0046
五所川原市栄町10（五所川原合同庁舎）

◎指導調整課

電話 0173-35-2345
FAX 0173-33-1345

◎農業普及振興室

電話 0173-35-5727
FAX 0173-33-1345

◎指導調整担当、林業振興課

〒038-2761
西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸384-37
(鰺ヶ沢庁舎)
電話 0173-72-6611
FAX 0173-72-6618

◎農業普及振興室つがる分室

〒038-3146
つがる市木造桜木9-1
電話 0173-42-2222
FAX 0173-42-2272

◎指導調整担当、管理課、水利防災課

〒038-3137
つがる市木造若宮9-1（農村整備つがる庁舎）
電話 0173-42-4343
FAX 0173-42-6294

◎指導調整担当、農村計画課、農道ほ場整備課
〒037-0003
五所川原市大字吹畑字藤巻24-12
(農村整備五所川原庁舎)
電話 0173-35-7171
FAX 0173-35-7174

◎つがる広域家畜保健衛生所
〒038-3151
つがる市木造若竹2-1
電話 0173-42-2276
FAX 0173-42-6087

◎鰺ヶ沢水産事務所 管理課、建設課
〒038-2753
西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町246-3
(漁港漁場整備庁舎)
電話 0173-72-2345
FAX 0173-72-3445

◎鰺ヶ沢水産事務所 水産普及課
〒038-2761
西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴沢384-37
(鰺ヶ沢庁舎)
電話 0173-72-4300
FAX 0173-72-7251

上北農林水産事務所

〒034-0093
十和田市西十二番町20-12

◎指導調整課
電話 0176-23-5388
FAX 0176-22-9161

◎農業普及振興室
電話 0176-23-4281
FAX 0176-25-7242

◎林業振興課
電話 0176-24-3379
FAX 0176-22-9161

◎農業普及振興室三沢分室
〒033-0024
三沢市東岡三沢一丁目1-7
電話 0176-53-2498
FAX 0176-53-8539

◎指導調整担当、管理課、農村計画課、
農道ほ場整備課、水利防災課
〒034-0082
十和田市西二番町10-21
電話 0176-23-5245
FAX 0176-22-3929

◎中央家畜保健衛生所
〒034-0093
十和田市西十二番町19-23
電話 0176-23-6235
FAX 0176-23-3044

下北農林水産事務所

〒035-0073
むつ市中央一丁目1-8

◎指導調整課
電話 0175-22-3211
FAX 0175-22-3212

◎農業普及振興室
電話 0175-22-2685
FAX 0175-22-3212

◎林業振興課
電話 0175-23-6855
FAX 0175-23-5887

◎農村整備課
電話 0175-22-3225
FAX 0175-22-3212

◎むつ家畜保健衛生所
〒035-0072
むつ市金谷二丁目18-25
電話 0175-22-1254
FAX 0175-22-1259

◎むつ水産事務所 管理課、計画指導課、建設課
〒035-0073
むつ市中央一丁目1-8 (旧館3階)
電話 0175-33-3051
FAX 0175-22-2500

◎むつ水産事務所 水産普及課
〒035-0073
むつ市中央一丁目1-8 (新館2階)
電話 0175-22-9732
FAX 0175-22-8626

病虫害防除所

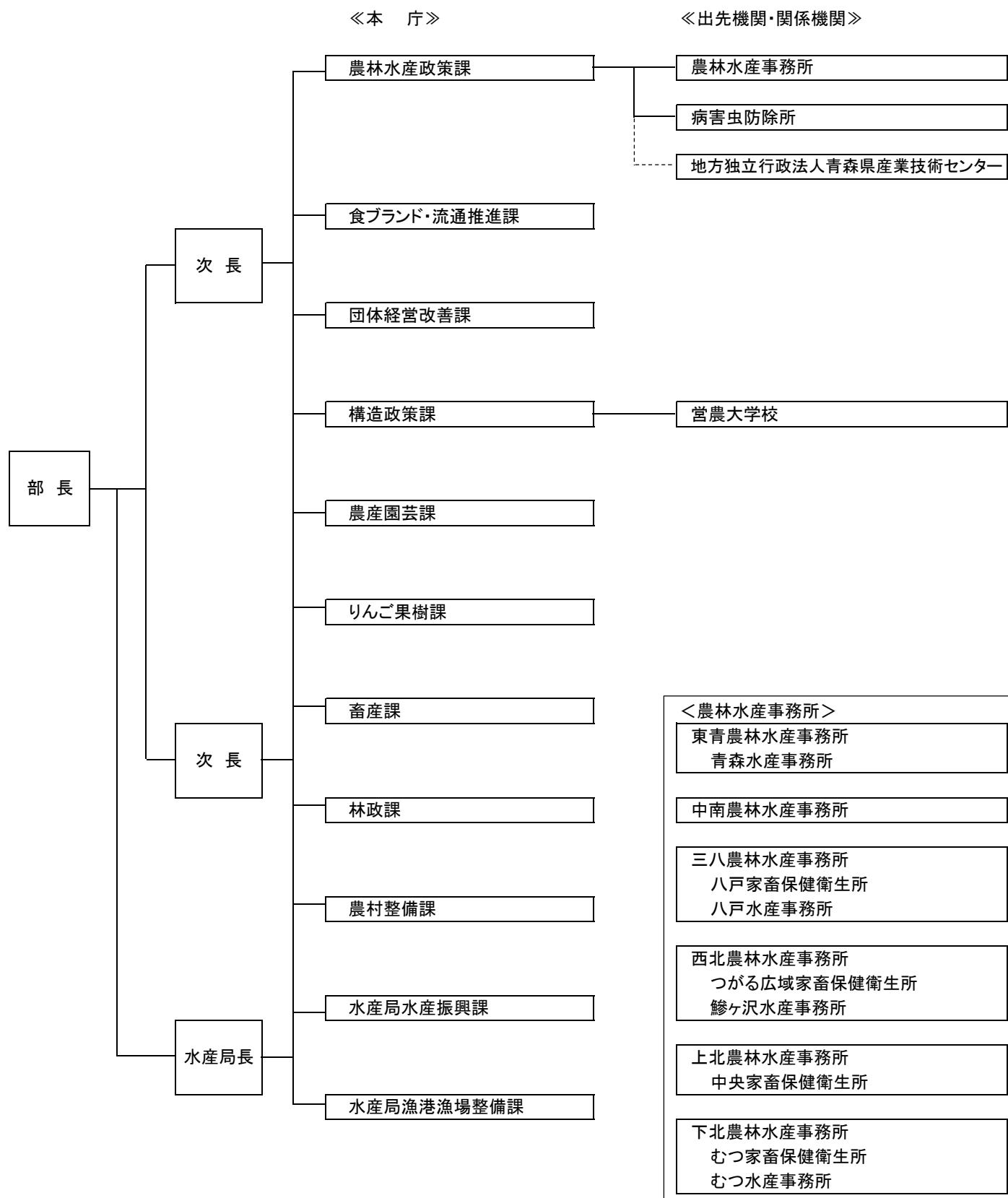
〒030-0113
青森市第二問屋町4-11-6
電話 017-729-1717
FAX 017-729-1900

営農大学校

◎総務課、教務研修課、農産園芸課、畜産課
〒039-2598
上北郡七戸町字大沢48-8
電話 0176-62-3111
FAX 0176-62-3986

青森県農林水産部組織図

令和7年4月1日現在



令和7年度農業構造政策推進ハンドブック

令和7年5月

発行・編集 青 森 県 農 林 水 産 部

〒030-8570

青森市長島1-1-1

TEL (017) 722-1111

構 造 政 策 課 (内線5054) (編集担当)
